

北海道に於ける普通小作慣行の特質

伊藤俊夫

目次

- はしがき
- 一、小作契約の様態
 - イ、口契約と證書契約との割合及びその變遷
 - ロ、小作契約事項の内容の變遷
 - ハ、小作契約に伴う附帶的條件
- 二、小作契約の期間
- 三、小作料
- 四、小作料の減免
- 五、小作地の轉貸
- 六、小作權の賣買
- 七、其の他の小作慣行
 - 一、公租公課其他の負擔
 - 二、小作地の修繕・改良
 - 三、地主に對する勞務の提供
 - 四、作離料
 - 五、有益費其他の支拂
 - 六、小作地管理人
- 八、小作慣行發展の方向（結論に代えて）

はしがき

北海道に於ては一般に見ると開墾小作の期間がすぎると普通小作に移行するのであるが、形式はそうであつても實質的には完全な普通小作ではなく、多分に開墾小作的であるのは當然のことである。歛下期限經過後の小作料が年次的に遞増的となつてゐることや、毎年作況によつて決定する場合の少くないこと、更に又歛下期限後三年間の小作

料を決定し三年経過した際には土地生産力を勘案して小作料を改訂した場合の尠くないことは、普通小作への移行當初の不安定な經濟事情とそれに照應した小作契約の指標を示すものに外ならない。しかしともかく形式的には開墾小作が終了すると普通小作へ移行し、從來とは異つた小作契約が締結されるものと考えて差支えない。歴史的に見ると明治四〇年代からは大土地處分が少くなつたので開墾小作も減少し、その代りに普通小作が多くなつてきたが、それが小作慣行として客觀的に認められるものが多くなつたのは、明治末年から大正の初めにかけてであると言ふことが出来る。これらの普通小作慣行も當初は開墾小作の慣行内容がある程度繼承したものがあつたが、時代の推移と共にその影響は少くなつて、名實共に完全な普通小作慣行が成立するに至つたのは、大體第一次世界大戰以後のことであると言つていいであらう。以下項を分けて普通小作慣行の主要内容とその特質を分析することにするが、その前に開墾小作から普通小作への移行を小作契約に明示した一例を示すと次の如くである。

開墾及小作契約書

地	主	住所、身分、職業
右代理人		氏名
開墾及小作人		住所
		氏名
		年 齡
保 證 人		住所
		氏名
		年 齡

茲に地主何某の委任狀を所持したる代理人と開墾及小作人何某及保證人何某と明治何年何月何日何某方に於て左の開墾及小作契約を締結す

第一款 開墾

第一條 何某は何某に屬する別紙圖面に掲ぐる何國何郡何村字第何號未墾地何坪を畑地となす爲め明治何年何月何日何某より引渡を受け以下に掲ぐる條件を以て該地積を開墾するものとす。

第二條 何某は前條の地積を明治何年何月何日より明治何年何月何日迄に少くも左の割合を以て墾成するものとす。

一、明治何年何月何日まで 何坪

二、明治何年何月何日より
明治何年何月何日まで 何坪

三、明治何年何月何日より
明治何年何月何日まで 何坪

以上合計

何坪

第三條 何某は開墾用に供する爲め何某に對し第一條の未墾地内に於て明治何年何月何日まで何坪の木造草葺居小屋一棟を第一條の期限内無賃にて貸與するものとす。

前項居小屋の建坪は之を墾成地に算入するものとす。

第四條 何某は何某に於て適當に一反歩以上墾成したるときは其通知を受けたる日より起算し拾四日以内に該開墾費として何某に對し墾成地一反毎に金何圓を支拂ふものとす。

第五條 何某は第一條の地積内にある立木中其の何の部分に於ける何木何本は風防林として保存し、其他の立木は別に約する方法に従ひ伐採するものとす。

第六條 何某は第三條の居小屋を他に轉貸することを得ず、貸與せられたる居小屋の修繕は總て何某の負擔とす。

第七條 何某又は何某の一方に於て其義務に違背したるときは他の一方より本契約を解除することを得、此場合に於て其一方は該契約解除の通知がありたる日より起算し一週間以内に異議を申出ざるときは本契約は當然解除するものとす。

第八條 前條の場合に於て何某は某所有に屬する建物植物等を契約解除の日より起算して三十日以内に取去るべし、若し何某に於て右期限内に取去らざるときは何某の費用を以て之を取去り其物件を贖買に付し、其代金を以て前記費用の償還に充て、尙不足あれば更に之を徵收し、若し餘額あれば之を返附すべし、田畑植付の未收穫諸作物は之が評價をなして相當の金額を定むるものとす。

第九條 何某又は何某の一方に於て止むを得ざる事故により開墾及小作契約の解除を欲するときは六箇月前之を他の一方に通知し其承諾を求むべし。

第十條 官用又は公共の爲め小作地の返地を要するときは土地收用法によれるの外、何某は六箇月以前に之を何某に通知し契約の解除をなすものとす、但之れが爲めに要する移轉其他の諸費及損害は官廳又は起業者より拂渡すべき金額の外何某に於て辨償の義務なきものとす。

第二款 小作

第十壹條 何某は第一條の全地積を第二條の割合を以て適當に墾成したるときは第四條の開墾費を領收し得べき最後の期間満了の翌日より何某に對し其墾成したる畑地の賃借權を取得するものとす。

第十貳條 賃貸の期限は何某賃借權取得最後の期間満了の翌日より明治何年何月何日までとす。

第十參條 小作料は何某に於て賃借權取得の日小作年度の始めより六月三十日以前なるときは其年より何箇年間、七月一日以後なるときは其年より何箇年間何某は小作料を徴收せず、其翌年より第一年度は一反歩に付金何錢、第二年度以後は一反歩に付金何錢の割を以て何某は何某に對し小作料を支拂ふものとす。

前項小作年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終るものとす、又小作料は何某に於て毎年九月三十日迄に十分の四、十一月三十日迄に十分の六の割合を以て之を支拂ふべきものとす。

第十四條 何某は賃借權を他人に讓渡し、又は賃借物を他人へ轉貸することを得ず。

第十五條 何某は何某より地方衰耗を誘致すべき作業に就き之が防歇の方法施行の勸諭に遭ふときは其指揮に従ふべきものとす。

第十六條 第三條第五條第六條第七條第八條第九條第十條は本款にも之を準用す。

第三款 附約

第十七條 何某は本契約の外何某が別に定むる小作取締規則に従ふものとす。

第十八條 何某は何某に對し何某の爲めに保證人として本契約の履行及損害賠償の責に任す。

右契約書二通を調製し雙方捺印の上各一通宛所持するものとす。

明治 年 月 日

住所、身分、職業

地	主	氏名
右代理人	住所	氏名 年 齡
開墾及小作人	住所	氏名 年 齡
保 證 人	住所	氏名 年 齡

一、小作契約の態様

イ、口契約と證書契約との割合及び其の變遷

開墾小作の場合に比較的證書契約が多かつたので、勢い普通小作の場合にもそれが踏襲されているのである。しかし明治末年から大正初年にその割合はどの位であつたかは、はつきりしていない。大正二年の『北海道小作慣行調査』によると次の七つの事例があげられている。

- 一、小地積ナルハ小作證書ナキヲ普通トス、大地積ノモノハ普通證書ヲ取交ス習慣ナリシモ漸次證書ヲ取換サルル傾向アリ。(札幌支廳管内)
- 二、契約ニ要スル費用ハ地主ノ負擔トス、但シ契約書ニ貼用スル印紙代ハ小作人ノ負擔トス。(空知郡)
- 三、小作證書ナキヲ普通トス。(阿寒郡、足寄郡、函館支廳管内、増毛郡、留萌郡)
- 四、長期ノ小作人ヨリハ證書ヲ徴スルモ、短期ノ小作人ヨリハ之レヲ徴スルコトナシ。(室蘭郡)
- 五、小作證書ナキヲ普通トス、但シ農場等ハ小作證書ヲ取交シ契約ニ要スル費用ハ地主小作人ノ折半トス。(有珠郡)
- 六、普通小作證書ヲ交換スルヲ常トシ、之ニ關スル費用ハ殆ンド小作人ニ於テ負擔セリ。(白糠郡、増毛郡)
- 七、小作證書ナキヲ普通トスレトモ大農場ニ於テハ何レモ小作證書ヲ用フ。(河西支廳管内)

これによつて見ると小農場では口契約が多く、大農場では證書契約が多く、又短期小作は口契約が多く、長期小作は證書契約が多いことが分るが、その割合は分明しない。大正四年の『産調第五卷』では一般小作契約書を取換わすものが多いことを指摘し、伊達虻田地方及び渡島地方の多く府縣に近接した地方では口契約が多く四一七割をしめてゐることを述べてゐる。又一般に大農場及び長期小作の場合はいずれも證書契約が必要とされてゐることがあげられてゐる。従つて大體に於て普通小作の場合に於ても證書契約が根本をなしてゐたと言つてよく、このことは府縣の場合と異つた慣行であり、それは前述せるごとく概ね開墾小作の場合の繼承であつたといふことが出来る。

その後大正十年の小作慣行調査では口契約約四割、證書契約約六割と過半数が證書契約になつたが、更に昭和十二年九月の『小作慣行調査』では證書契約が増加して約七割となつてゐる。而して之を支廳別に見ると石狩、檜山、渡島、膽振、根室、留萌地方では口契約によるもの稍々多く、其他の支廳では證書契約に依るものが大部分をしめてゐる。このことは開拓の新しい地域では地主、小作人の關係は親密の度が薄く證書によらなければ信頼し難かつたことを物語るものである。

ロ、小作契約事項の内容の變遷

小作契約の内容は一般には小作期限及び更新、小作面積、小作料、小作地利用上の制限、小作地に係る負擔、小作契約の解除等にわたるもので、その歴史的な變遷は後に述べるが、これらの事項以外に特に注目すべきは小作人統制に對する諸事項であつて、それは大體開墾小作の場合に適用されたものがそのままの場合にも適用されてゐるものである。従つてその内容は小作人の資格及び農業經營方法の規定、以上の規定の違背に對する制裁が主なるものである。これらのものは矢張り小作契約書とは別箇の農場規則に掲げられてゐるのが普通であるが、小作契約書のなかに

も若干のものは規定されていたのである。それ故にこの種の農場規則が固有の小作契約を更に拘束していたと見ることが出来るわけである。而して農場規則の内容には歴史的に大した變化はないから、略々そのまま小作契約を補強してきたと見て差支えないであらう。

固有の小作契約について見ると、第一次世界大戦以後には思想界の動搖による小作争議の瀕發に對して空知、上川兩支廳管内では、農民組合運動その他の團體的行動を禁止することが規定されている。従來の農場規則では屢々小作會や自治會の結成が農場側から勸奨されていたが、それは専ら農事の改良、會員の親睦、農場との連絡機關の色彩を帯びたもので極めて協調的なものであつたが、農民組合はそれとは全く異つて地主との鬭争團體であることは言う迄もない。第二次世界大戦及び太平洋戦争の下では農民組合はすつかり解體されたので、この種の組合の禁止規定は一時的なものであつたと言ふことが出来る。又第一次世界大戦後小作契約上異つた内容規定と考えられたものには同じく空知、上川の水田地帯に於ける小作地賣却に於ける小作人の先買權がある。これは土地所有權の移動に伴う地主小作人間の係争を未然に防止する方法と考えられるが、この點は農地調整法の公布に依つて大體その精神が繼承され、又この度の農地改革によつて完全に具體化されたものである。このように小作契約事項には時代的に多少の相違はあるけれども大體固定的なものであつて、急激な變化がなかつたと言つてよい。又固有の小作契約と相並んで大農場制度の存在するところでは、農場規則や小作人取締規則があつて開墾小作時代と同様に普通小作關係を支配してきていることを注目しなくてはならない。

ハ、小作契約に伴う附帶的條件

一、保證人

北海道に於ける普通小作慣行の特質

北海道に於ける普通小作慣行の特質

大正二年の『北海道小作慣行調査』では小作契約に保證人を要するか否かは、はつきりしていないが、『産調第五卷』では「大低六割ヨリ八割ハ保證人ヲ要スルモノナリ」としており、保證人を要しない地方は函館支廳管内七飯村や室蘭支廳管内伊達村の如く古くから開拓されて農民の移動の少いところである。網走地方の如く新開地方では九割迄は保證人を必要としていたことは、この地方はこの時代の經濟的耕墾を形成していたものを示すものである。このような保證人制度は、開墾小作時代の特質の繼承であると見ることが出来るであらう。

大正十年の小作慣行調査では保證人を要しないと言う場合が尠く、大體は二名位の保證を必要とし、且つ保證人の資格を住所並に資産信用の點から規定しているのが見られる。昭和十二年の『小作慣行調査』では、口契約のものは保證人を設ける場合は殆んどないが、證書契約では殆んど凡てこれを設けている。このような保證人附帯の慣行の増加は開拓地増加の爲めではなく、小作爭議増加に對する善後措置と考えられるが、要するに小作人の社會的位置及び經濟的位置の不安定が基因である點で、從來のものと同じ性格をもつていと言つていい。猶一般的傾向としては大地主、不在地主は中小地主に比較して保證人の附帯を要求することが多く、又新開地方に於ては他の地方に於けるよりも保證人を附する割合が少くなつたのは、矢張り舊開地方よりも小作爭議の少いことを示すものであつて、茲にも小作慣行の歴史的な變遷が看取されるのである。このような保證人附帯の慣行は府縣にはあまり見られないものであつて、それだけ小作人の負擔を加重するものであることは疑いない事實である。

二、敷金若しくは保證金

大正二年の小作慣行調査では、普通敷金若しくは保證金に該當するものはこれを徴していないことが報告されている。『産調報告書第五卷』にはこれについての報告が缺如しているところから見ると、明治末年にはこの種の慣行は

まだ實施されていなかったと言つていいと思われる。大正十年の小作慣行調査でもあまりこの種の慣行は行われていないらしく、わずかに「契約保證金トシテ畑地ハ總賃貸額ノ十分ノ二、水田一反歩ニ付金一圓トス」ということが報告されている。これによつて見るも敷金又は保證金は例外的であつたと見ることが出来る。しかし昭和十二年の『小作慣行調査』では全道三九ヶ町村の事例を見るに、一般的に廣くゆきわたつてはいるわけではないが、栗澤村、妹背牛村、月形村、長沼村、深川町、江部乙村（以上空知）、劍淵村、東旭川村、應栖村（以上上川）、前田村（後志）、厚真村（膽振）などで行われている。而して一般に敷金若くは保證金を徴收する地主は中小地主に多く、その金額は最高一ヶ年分の小作料相當額の範圍内である。又これらの保證金は、地主が自由にこれを利用して利子を附けないのに反して、滞納小作料には利子を附するのを見ると、地主の権限がいかに強大であるかが推定されるであらう。この種の慣行は小作地に對する需要増加に伴つて漸増するのは當然のことであらう。

三、小作料の前納

小作料の前納は例外的であつて普通行われていない。大正二年の小作慣行調査でも村有地（河西支廳）には前納がある外は極めて例外的に函館支廳管内、浦河支廳管内、虻田郡、有珠郡、空知郡、上川郡、厚岸郡に行われていたにすぎない。大正四年の『産調第五卷』でも深川地方の如く農業の發達せる地方では前年貢として十一月に翌年分を全部納めさせるか、又はその年の小作料の半額を一月より八月中に前納せしめる慣行が報告されているにすぎない。大正十年の小作慣行調査では、「毎年一月三十日ニ其年ノ小作料ヲ前納セシム」という一項があるだけである。昭和十二年の慣行調査では、町村有地、部落有地（例、伊達町、静内町、芽室村、音更村、上湧別村等）及び小地主の所有地（例、栗澤村、白石村、長沼村、池田町、斜里村、端野村、上湧別村、羽幌町等）に於て前納の規定を設けているが、規定通り實行

するものは極めて少いと言われている。又前納は主として畑地であつて、水田には殆んどないことが注目される。保證金及び小作料の前納は何れも府縣に於ても例外的であるから、小作契約の附帯條件として、北海道の特質と考えられるものは保證人の規定であると言つて差支えない。

(註一) 本稿引用の小作慣行調査資料は北海道廳勸業部『北海道小作慣行調査』(大正二年五月)、北海道廳『北海道貸地農ニ關スル調査』(大正四年四月、産業調査報告書第五卷)、北海道廳『北海道ニ於ケル小作慣行調査』(大正十年七月)、北海道廳勸業部『北海道の小作事情』其(一)(昭和五年十二月)、北海道廳經濟部『小作慣行調査』(北海道の小作事情、其六)(昭和十二年九月)、が主なるものである。

(註二) 竹内靜勝『前田農場經營一斑』(明治四三年)二六一—三二頁。

(註三) 大日本農會『本邦小作慣行』(大正十五年)、農林省農務局『小作事情調査』(昭和十三年三月)參照。

二、小作契約の期間

小作契約の期間は、明治年間及び大正年間の初期には期限を定めないものもあれば定めているものもあつて、その割合ははつきりしていない。口契約のものは恐らく大部分が不定期で、小作人に不都合のない限り繼續されるものである。謄書契約によるものはすべて定期であつて普通三年が多いと言われている。大正十年の小作慣行調査は水田、畑、果樹園に分けて夫々期間の定めあるものとなないものとの割合を示しているが、それによると水田では定期三〇%、不定期七〇%、畑では定期八〇%、不定期二〇%、果樹園では全部定期であつて不定期はない。このように水田と畑で全く異つた契約が行われているのはこの當時に於ける水田開發の不安定性に基くものである。その後昭和五年の調査によると、地目別ではないが期間を定めているものが定めていないものよりも多く、又期間別に見ると三年、五

第1表 地方別小作契約期間

	全道	旭川	札幌	函館	釧路
期間の定なきもの	5位	5位	4位	1位	5位
1年の約束のもの	3位	3位	3位	4位	3位
3年の約束のもの	1位	1位	1位	2位	1位
5年の約束のもの	2位	2位	2位	3位	2位
5年以上の約束のもの	4位	4位	5位	5位	4位

備考 本表は北海道庁産業部『北海道の小作事情』（其1）（昭和5年）による。

年、一年、五年以上という順序であつて、大體明治時代からの三年というのが支配的になつてゐることが窺われるのである。尤も地方別に見ると多少異つたところがあり、この調査の対象となつた地方裁判所別に見ると函館地方は特異な事情を示している。即ち上表に見るように、他の三地方共三年期限が第一位であるのに、ひとり函館地方のみは不定期が第一位を占めてゐるのである。この地方が概して口契約による小作契約の多いことを考え合せるならば、この地方が北海道的なものよりも府縣的なものにより近接してゐることが理解されるのである。

昭和十二年の『小作慣行調査』に依ると、水田の定期契約期間の割合は躍進的に上昇し七五%の高率をしめ、不定期は二五%にすぎなくなつた。畑の割合は定期がむしろやや減少して七〇%となり不定期が三〇%になつた。このように水田が畑以上に定期契約が増加したのは、第一次世界大戦後に於ける食糧問題が米を中心として論議せられ、又北海道第二期拓殖計畫で水田開發に力をそそいだことが水田耕作の需要増加となつたことと小作爭議の瀕發が地主をして不定期契約を警戒せしめるに至つたためである。地方別に右の状況を見ると、昭和五年の調査と大差なく不定期契約の多いのは檜山、膽振の地方で、空知、上川、後志、十

勝、網走の各地方は定期契約が多くなつてゐる。而して定期契約の期間はどうなつてゐるかと言うと、水田に於ては五年と定めるものが最も多く、三年のものがそれに次いで多い。特例としては一年、二年、四年、七年、十年というものもある。畑地では三年と定めるものが最も多く、五年のものが之に次ぐが、一年、二年、四年、七年、十年というものもある。果樹園では小作人の植樹した場合は十五年乃至二十年が普通であつて、地主の栽植した場合はずつと短く五年というのが普通である。

一般的に見ると小作契約期間は明治大正時代に比較すると昭和に入つてからはやや短縮の傾向にあると言われ、その一般的理由としては次のものがあげられてゐる。

(一) 財界の不況、冷害凶作等に依り地主の土地所有權移轉の激増の傾向あるが、移轉を容易ならしむる目的を以て、地主の意志により小作人に對し定期期限の短縮を求めることが増加したこと。

(二) 小作料値上を目的として容易に土地返還の要求をしようとする意向が増加したこと。

右の外に特に北海道の地主は、府縣の地主が祖先傳來の土地を處分する際に於けるような社會的制約を受けることが少く、且又開拓の過程にあつて地價の變動が激しいために賣買による中間利得を獲得せんとして、土地を全く一箇の商品として取扱うものが甚だ多いことも重要な一因をなしてゐたものである。それはともかく、小作契約期間について一定の期間が定められてゐることは、北海道の小作慣行が府縣のそれと著しい相違を示したものであつて、多くの府縣では證書契約が少いことと照應して、小作期間の定めがないものが普通である。

(註一) 齋藤軍平、北海道に於ける小作事情『社會政策時報』北海道農業特輯、第二三〇號、(昭和一四年)三二〇頁。

三、小 作 料

開墾小作が終了して普通小作に移行すると直ちに小作料が設定されるが、それは完全な熟地に比較すると遙かに低いものであつて、いわば過渡的小作料とでも名づけられる性質のものである。従つてそれはあくまでも暫定的な小作料であつて、土地生産力の上昇及び安定に伴つて漸次引き上げられてゆくのが普通である。而してこのような過渡的小作料形態は一體どの位の期間継続したかと言ふことが問題となるが、これはその土地の開墾の難易という自然的條件と土地所有者の經濟力によつて異なるものであつて一概に言ひえないが、時田民治氏は約二十年と見てゐる。従つて、明治二〇年代に始まつた大土地處分が行われなくなつた明治末期がほぼ開墾小作の全盛時代をすぎ普通小作へ移行しつゝあつたと見ると、遅くも昭和の初年には、一應過渡的小作料形態が普通小作料形態に發展的解消をとげた段階にあると言ふことが出来る。即ち過渡的小作料形態は明治末期から次第に普通小作料形態に移行し始め、それが完全に移行してしまつたのは大正末期から昭和初年にかけてであると言ふことが出来る。だから北海道の小作料を府縣の小作料と正確に比較しようとすれば、この點をよく考慮して昭和以後の比較を試みることに合理的であると言わなくてはならない。

このような沿革をもつ小作料は一體何を基準として決定されてきているかと言ふことが大きな問題であるが、茲ではこの問題を検討することが出来ないが、過渡的小作料形態が約二〇年を経過している間に、それは専ら合理的にその土地の生産力を基準として算出せられてゐると認めていいであらう。大正十年の農林省の小作慣行調査に於ては「準據スベキ一定ノ基礎ナク各村落又ハ農場主等ニ依リ區々ナルモ其ノ普通ナルモノ左ノ如シ」として左のものを

列挙してゐる。

- 一、其ノ土地ノ生産力即チ年々ノ收穫高ニ依リ之ヲ定ム。
- 二、近村ニ比較シ既定小作料ニ準シテ之ヲ定ム。
- 三、町村ノ收稅等級ヲ斟酌シテ定ム。
- 四、其ノ土地ノ價格ニ依リ決定ス。

五、交通ノ便否、地價、土地ノ肥瘠及收穫高ヲ斟酌シ他ト對照シ地主小作協議ノ上定ム。

府縣に於ては、地租改正の際そのまま従來の封建的小作料が繼續したものと、地租改正の際地價制定の基礎となつた收穫米を標準として（その六割乃至八割五分とした）新に小作料を決定したものと兩者相半するものの、その現實の小作料が封建時代と大差ない高率のものであることは周知のごとくである。これに反して北海道の小作料は府縣のそれとは全く別箇に、純經濟的に長い間の過渡的小作料形態を経て合理化されてきていると言ふことが出来る。このことは畑地について最もよく妥當すると考えられるが、水田ではやや事情が異なる。即ち畑地から水田へ地目變換がなされる場合には生産力の安定も早いので過渡的小作料の期間が短くてすむ。又大規模の灌漑工事による新規造田も比較的小短の多い地帯の新規造田では、生産力の安定及び上昇に多大の時間を要し過渡的小作料形態も永續性をもたざるをえない。このように水田と畑では若干の相違が見られるけれども、小作料決定の基準が經濟的合理性をもつ點では全く軌を一にしていると言つていい。

次には眼を轉じて小作料の種類とその變遷について考察を進めることにしよう。先ず畑の小作料であるが、これは

比較的早くから金納を以て原則としていて、古來物納を以てその傳統として、古來物納の小作料とは全く趣を異にして、と言わなくてはならぬ。尤も畑小作料の最初の形態は現物納であつて、その土地の生産物を以て納入している場合が多かつたけれども、事實は代金納の形態であつたことは北越殖民社の場合によつて窺知されるであらう。即ち明治二十三年同社の移民を入れた當時の契約によると、「小作料ハ漸次大小豆、大小麥等ノ現品ヲ以テ收ムベシト雖モ、先ヅ初墾ヨリ四ヶ年目ニ至リ壹反ニ付金壹圓内外ノ目的ヲ以テ地味相應ニ收ムベキ事」とあつたが、「事實物納に依つた例はなく」代金納によつたと明記されている。^(三)このように物納から代金納、代金納から金納へと規則正しく發展して行つたものもあるけれども、當初から金納化されていたところもある。例えば浦河の赤心社の移民は、一町歩七畝の小作料が規定されていたのは明治二十四年のことである。^(四)それよりやや遅れたけれども松平農場、蜂須賀農場はいずれも畑小作料を金納としていたのである。然らばいつ頃から金納が支配的となつたかと言ふことが問題であるが、これについて截然たる時期を劃することは困難であるが、大體明治三十年代の終りまでには一應金納が普遍的となつたと言ふことが出来るであらう。この點については猶他日の分析に俟たなくてはならないが、三十年代における農産物商品化の展開に伴う貨幣經濟の浸透を指摘することが出来る。今農産物の商品化を示すものとして、明治二十五年から三十八年迄の輸出高を示すと第二表の如くである。(次頁参照)

即ちこの表によると、明治三十年代から遽かに農産物の商品化が促進せられてきたことが明かである。これより先、政府は工業の資本主義的發展を期待して札幌麥酒會社、札幌製粉會社、紗壁製糖會社、北海道製麻會社等の農産物加工を目的とする製造工業の育成をはかつたので、明治三十年には製麻十三、蠶絲二、醸造二、農産製造四の工場が存在し、この外麥粉製造戸數九、澱粉製造戸數九百六十八戸に達し、明治三十九年には製麻十三、製絲二、澱粉

七、醬油・味噌三千、醸造十五の工場数を示している。これらの諸工場の發達によつて農産物の利用は益々増大することとなり、必然的に貨幣流通の機会を多からしめたことはこれを推定するに難くないと言わなければならない。又農産物商品化の基調としての農産物の検査が團體的に行われたのは、明治三十三年日高農産商組合が雜穀検査を實施してからで、四十四年には十勝農産商組合が同じく雜穀検査を行い、間もなく大正元年には雜穀商同業組合の設立に

第 2 表 農産物輸出並に移出の趨勢

年 次	農産物輸出額	農産物移出額
明治 25 年	円 75	円 316,755
26 年	31,853	514,230
27 年	46,086	663,484
28 年	42,057	982,613
29 年	68,500	1,535,398
30 年	121,820	3,722,336
31 年	544,227	2,130,382
32 年	802,330	2,284,103
33 年	781,877	4,038,169
34 年	1,129,464	4,933,336
35 年	643,176	5,217,990
36 年	643,176	6,649,457
37 年	1,064,276	6,544,482
38 年	1,465,332	8,306,857

備考 本表は北海道廳統計に依る。

よつて全道的に統一的な検査が實施されるようになったのである。

扱て畑小作料の其後の推移を見るために、『産調第五卷』を見ると次の如く報告されている。

支廳管内平取村及河西支廳管内ノ如キモ亦大豆ヲ以テ納付スルモノ多シ、宗谷支廳管内枝幸村等モ麥ヲ以テ小作料トセルモノアリ、要スルニ市場ニ遠キ地方ハ現物ヲ以テ小作料トナスモ亦多キ傾アリ」

「畑地ノ小作料ハ多クハ金納ニシテ時ニ其地方ニ於ケル主産物ヲ以テ納付セシムルモノアリ、例ヘハ札幌支廳管内廣島村上川支廳管内東川村美瑛村南富良野村占冠村ノ如キ麥ヲ以テ納ムル例アリ、檜山支廳管内ニアリテハ江差町ニ於テハ大豆馬鈴薯小豆等、上ノ國及泊村ハ大小豆ノ現物ヲ以テ納付スルモノ多キカ如シ、函館支廳管内浦河

大正二年の小作慣行調査では金納と並んで大豆、穀菽豆類、裸麥が畑小作料の種類としてあげられているが、恐らくそれは金納と同程度であることを示すものではなく、金納が支配的であつたと考えられるのである。その後大正十年の小作慣行でも、畑小作料は原則として金納であつて物納は檜山、河西、釧路の三支廳に限られ、檜山及び釧路は大豆、河西は大豆であるがそれが代金納されているのである。即ちこれによつて見ると大正十年には物納も殆んど大豆一種類に限定され、しかも河西のごとく代金納が行われてきているので、畑小作料はごく一部の地方を除くと全道いたるところ金納化せられるようになったのである。しかし物納は大豆一種と見るのは比重の上からであつて、他の種類が全然なかつたわけではないと思われる。昭和十二年の慣行調査では、畑小作料の物納が割にすぎなく、そのうち大豆と燕麥が多いがその割合は大正年代より少くなり、その代りに馬鈴薯、薄荷、除蟲菊、小豆、菜豆、小麥及び馬鈴薯澱粉が各作物の主産地で物納化されているのである。趨勢的に見ると金納化が一般に促進化されて、ある一部分にその土地の主作物が僅かに物納されると言つてよく、この兩者の過渡形態としての代金納の存在はあつても、その性格は具體的のものとなつていないようである。

北海道には府縣の如く桑園及び茶園がないのでそれに関する小作慣行も見られないが、果樹園として豊平町、大江村、江部乙村の林檎園、大野村の葡萄園がある。これらの果樹園の小作料はすべて金納であるが、それは開設當初から金納となつていたものである。果樹園の小作は立木を附して貸付けない事例が大野村などにあつて、ここでは小作料は畑小作料と殆んど同様であると言われている。

畑小作料が金納を原則としているのに反して、水田小作料は殆んど當初から現物納を以て普通としている。大正二年の小作慣行調査には普通は現物納で特例として金納があげられており、又大正四年の『産調第五卷』にも「水田地

ノ小作料ハ多ク玄米ニシテ時ニ金納ヲナス地方アリ」と報じている。大正十年の小作慣行調査では、物納は後志、檜山、函館、河西の四支廳に行われ、空知、上川の二支廳は農場により金納又は物納をなしているようである。昭和十二年の小作慣行調査でも一般に物納であつて稀に金納の場合があり、それは主として町村有地、學田地、御料地等に行われ極めて小地積にすぎず、代金納は全くその例がないと述べられている。又この調査では、物納は殆んど全部玄米であつて、わずかに浦河郡秋伏村で粳を用いているものがあることが明かにされている。従つて歴史的に見ても、水田小作料の形態については當初から變化はなかつたと言つてよい。それは一に府縣における慣行をそのまま導入したためであつた。このことは府縣において比較的經驗の乏しい畑作の場合とは大いに異つた點であると共に、爾來水田地帯の經濟的格が北海道独自の性格をもつよりも寧ろ府縣農業の延長と考えられ易い誘因となつたことは、自然の理といわなくてはならない。即ち水田地帯の農業の性格は、傳統的であり又保守的となり易く、府縣水田農業の模倣に流れ易いのに反して、畑作地帯の農業は、小作料が金納なるが故に生産者は直接市場の變動に敏感となり經濟的に進歩的格をもつに至ることは、少しく事態の真相を洞察するならば何人も首肯しえられるところであらう。

それでは小作料の現實の金額はどうなつてきているかを次に検討することにしよう。先ず水田小作料について見ると、大正二年の慣行調査では反當水田小作料は第三表の如くになつてゐる。(次頁参照)

大正四年の『産調第五卷』に依ると、地方によつて相違はあるが、最高一石のものもあるがその例は多くなく、札幌支廳管内廣島村の反當り一石三斗は北海道での最高小作料である。其他江部乙、東旭川、沼貝村などもこれと同様であるが、一般には最高八斗、最低二斗乃至三斗、普通五、六斗と見られている。従つてこの數字は七斗八升二合という中田の小作料よりやや低きに失するかも考えられるので、別の資料を参照して見ることにする。即ち北海道廳の

第 3 表

		契約上の小作料	最近5カ年平均 均實收小作料	最近5カ年平均 均生産高	小作料の 高に對す 實生産割 合
上	田	石 1.142	石 0.998	石 3.337	% 30
中	田	0.939	0.782	2.719	29
下	田	0.573	0.483	1.786	27

調査によると、大正元年の中田小作料は四斗五合、大正二年のそれは三斗八升七合、大正三年のそれは四斗二合、大正四年のそれは四斗二升七合となつてゐる。そこで大正元年から五カ年間の平均小作料をとると四斗六合となり、それは同じくこの五カ年間の平均生産高一石一斗六升七合に對し三四・八%にあたることになる。尤もこの數字は契約小作料なので實收小作料はこれより低いと考えられるので、生産高に對する割合はもつと低くなるものと考えられる。ともかくこの調査の數字は小作慣行調査の數字と相當の開きがあり、そのいみでは『産調第五卷』の數字が折衷的であるとも考えられる。

次に大正十年の小作慣行調査の結果を見ると、契約小作料は反當四斗七升八合が普通で、大正五年から九年迄の平均實納小作料は四斗七升四合である。同じくこの五年間の平均生産高は一石四斗六升五合であるから、その割合は三二・四%である。昭和十二年の小作慣行調査によると、水田小作料の平均推定額は第四表の如くである。

これによると普通田の小作料は五斗平均であるから、大正十年時代よりは高くなつてゐるが、收穫高即ち土地生産力に對する割合は必ずしも高くなつてゐない、寧ろいくらか低下してゐると見られる。この小作料の收穫高に對する割合について、昭和五年に、地方裁判所別に小作調停員に問合した回答によると、二五%というのが回答總數の二七%で最高をしめ、三〇%というのが同じく一六%で第二位で、第三位は二〇

第 4 表

	小 作 料			最近3カ年平均 均收穫 高	小作料と收穫高との割合	
	契約小作料	最近3カ年平均 實納小作料	最近3カ年平均 實納小作料		契約小作料 との比率	實納小作料 との比率
普通	斗 5.00	斗 4.50	斗 15.00	% 33.3	% 32.1	
高	7.00	6.65	20.00	35.0	33.3	
低	4.00	3.20	12.00	33.0	26.7	

備考 本表に於ける最近3カ年平均とは、凶作の關係を考慮し昭和5年、8年、10年の3カ年間の平均數を謂う。

北海道に於ける普通小作慣行の特質

%というのが九%、第四位は三五%というのが七%、第五位は三三%というのが六%となつてゐる。これを一〇%臺、二〇%臺、三〇%臺に區別すると左の如く二〇%臺が最も多く、三〇%が第二位で、その他は極めて少いことが分る。これによつても北海道の水田小作料率は二割から三割であると思ふことが出来るわけで、全國平均五割に比べると矢張り低率であると言ふことが出来る。

一〇%臺のもの 一五 同答總數の 四%
 二〇%臺のもの 一七一 同 四六%
 三〇%臺のもの 一六一 同 四三%
 四〇%臺のもの 二七 同 七%
 五〇%臺のもの 一 同 一

水田の小作料が殆んど物納であることは以上に屢々述べた如くであるが、金納が稀に見られるがそれは特殊な町村有地に限られ、又は小作人が畑を水田に造成した場合に造田費用を自ら負擔したために、従前の畑小作をそのまま繼續する場合に限られてゐるようである。この種の場合の水田小作料は大正十年の調査では、前五カ年の平均實納小作料は五圓で、これはそのまま契約小作料と同じである。この時の全國の金納小作料額は二八圓八四錢五厘であるから、北海道はその一七%にすぎないわけである。金納小作料の實例を昭和十二年の慣行調査によつて示せば凡そ次の如くである。

白石村——村有水田に一例あるに過ぎず。

豊平町——左に掲ぐる表は稀なる例として載す。

	契約小作料	實納小作料	收穫高
普通	五・〇〇 ^円	五・〇〇 ^円	一・二〇〇 ^石
高	五・五〇	五・五〇	一・六〇〇
低	四・〇〇	四・〇〇	〇・八〇〇

當麻村——特例として小作人が生活難かして生産米を翌年迄持越さんとするものは納期の相場に換算し地主に金納するもの稀にあり。

富良野町——左の例は北海道大學田地に行わる。

	契約小作料	實納小作料	收穫高
普通	五・五〇 ^円	四・四〇 ^円	一・二〇〇 ^石
高	七・五〇	六・〇〇	二・〇〇〇
低	四・〇〇	三・二〇	〇・九〇〇

上湧別村——村有水田部落地に行われ一般に中田にして契約小作料七圓、實納小作料二圓程度とす。
 荻伏村——本村の水田小作料は物納五割金納五割なり。

水田小作料の實狀は以上の如くであるが、しからは畑小作料は如何。『大正元年小作慣行ニ關スル調査資料』によると、北海道と全國平均（北海道及び沖繩を除く）の畑小作料は第五表のごとくである。

北海道に於ける普通小作慣行の特質

第 5 表

	契約上の小作料			5カ年平均(自明治41年)實收小作料 至大正元年)		
	上 畑	中 畑	下 畑	上 畑	中 畑	下 畑
北海道	円 2.774	円 1.143	円 1.143	円 2.413	円 1.626	円 0.949
全 國	9.369	6.884	4.418	8.947	6.543	4.066

北海道に於ける普通小作慣行の特質

第 6 表

		契約上の小作料	最近5カ年平均實收小作料	最近5カ年平均生産高	實收小作料の生産高に對する割合
A	上 畑	円 6.805	円 5.322	円 23.903	% 22
	中 畑	4.673	3.708	18.139	20
	下 畑	2.594	2.025	12.496	16
B	上 畑	2.375	2.187	石 (裸麥) 1.250	13
	中 畑	1.750	1.400	(同) 1.000	14
	下 畑	1.000	0.737	(同) 0.725	10
C	上 畑	2.500	2.220	(大豆) 1.460	22
	中 畑	1.650	1.520	(同) 1.210	14
	下 畑	1.010	0.980	(同) 0.840	14

これによると中畑の實收小作料は全國平均の二四%、即ち四分の一に足りないことになる。しかるに大正二年の北海道廳調査の小作慣行調査によると第六表の如く、概して右の調査よりも低くなつてゐる。

『産調第五卷』の報告に依ると、反當四圓は高い地方であつて、中には後志の高島村のように最高七圓を示しているところもあるが、それは例外である。最低は一圓乃至一圓五十錢といふ處が多いと述べているところから見て、最初に示した農林省調査が比較的實狀に近いのではないかと思われる。大正十年の調査ではどうなつてゐるかを同じく農林省の『大正十年小作慣行調査』によつて調べると第七表の如く

第 7 表

契約上の 小作料	平均實納 小作料 (A)	5年間(大正5—9年)平均收穫高		實納小作料の 收穫高に對する 割合 (A/B)	當該畑 の順位
		種類	數量 見積金額 (B)		
円 3.000	円 2.600	大豆	石 0.970 12.080	% 21.5	中
3.500	3.300	大豆	1.178 14.370	23.0	上
1.600	1.450	大豆	0.760 8.670	16.7	下
2.400	2.300	燕麥	1.730 12.730	18.1	中

北海道に於ける普通小作慣行の特質

第 8 表 畑小作料 (大正 10 年)

支 廳 名		上 畑	中 畑	下 畑
札	幌	円 6.00	円 4.00	円 2.00
空	知	3.27	2.53	1.67
上	川	3.83	2.71	1.55
後	志	3.12	2.65	1.85
檜	山	3.22	1.86	1.11
函	館	2.86	1.92	1.11
室	蘭	3.43	2.67	1.91
浦	河	6.50	4.00	2.50
河	西	2.50	2.00	1.20
釧	路	3.00	2.30	1.50
根	室	2.50	2.00	1.50
網	走	3.63	2.59	1.79
宗	谷	1.75	1.25	0.75
留	萌	2.15	1.60	1.20
平	均	3.41	2.43	1.54

第9表 畑小作料 (昭和12年)

契約上の 小作料	最近3カ 年平均納 小作料	最近3カ年平均收穫高			實納小作料 の平均對 高割合	當該畑 の順位
		種類	數量	見積金額		
円 4.00	円 3.68	大豆	石 1.20	円 15.00	% 24.5	上
2.50	2.20	馬鈴薯	石 225	12.00	18.3	中
1.50	1.20	燕麥	石 1.50	8.40	14.3	下

である。

これによると中畑の實納小作料は大體二圓三〇錢——六〇錢位で、收穫高に對する割合は一八——二一%である。従つて大正初期の一圓五、六〇錢から二圓に比するとやや上昇しているし、收穫高に對する割合も若干上廻つていようである。同じく大正十年道廳調査の統計をかかけると第八表の如くである。

この調査も前の調査と大體同じと見てよいであらう。昭和十二年の慣行調査に依ると、畑の金納小作料は全道を平均すると第九表の如くである。

これによると中畑の小作料は實納ではむしろ大正十年よりやや減少し、又收穫高に對する割合は殆んど變化してゐないことを知るのである。なお参考のために、昭和五年に調査した畑小作料の收穫高に對する割合の分布を見ると、二〇%というものが回答数の二三%、二五%というものが一七%で、一〇%臺二〇%臺という區別をすると二〇%臺が五四%で第一位をしめ、一〇%臺が二六%で二位をしめ、三〇%臺は一六%で第四位をしめ、四〇%臺はわずか三%、一〇%未滿というのは回答數二にすぎないことから見て、大體二〇%前後というのが畑小作料の割合であると見て間違ひがないと言えよう。次に畑の物納小作料について見ると、大正二年の道廳調査によると第十表の如くである。(次頁参照)

中畑について見ると金納の場合と略同様であるが、上畑及び下畑では物納の方が

第 10 表 畑小作料 (大正 2 年)

	契約上の小作料		最近 5 年平均小作料		最近 5 年平均生産高		實收小作料の割合
	種類	數量	種類	數量	種類	數量	
上 畑	大豆	石 0.267	大豆	石 0.356	大豆	石 1.107	32%
中 畑	同	0.186	同	0.153	同	0.835	18
下 畑	同	0.121	同	0.256	同	0.680	36

備考 下畑の實收小作料の數字は誤りと考えられるがそのままかかぐ。

第 11 表 畑小作料 (大正 10 年) (A)

支 廳 名	上 畑	中 畑	下 畑	備 考
檜 山	斗 2.40	斗 2.00	斗 1.40	大豆 = テ
釧 路	5.00	4.00	2.00	同
平 均	3.70	3.00	1.70	

比重が重くなつてゐることが注目される。『産調第五卷』に依ると、麥では普通四斗、大豆では普通一斗五升、小豆では普通一斗、馬鈴薯では普通二俵、燕麥では普通一〇貫であると述べてゐるから、右の大豆に比較すると略同様であると言つていいであらう。それではその後の推移を見るために大正十年の道廳調査を見ると、第十一表に示す如くである。

先にも述べたように、大正十年には檜山、釧路の外に河西支廳でも物納が行われていたのであるけれども、それは代金納されていたのでこの表に載つておらず平均の數字は正確とは言えないが、大正二年の調査に比較すると何れも昂騰してゐることが分るのである。そこで農林省の『大正十年小作慣行調査』を参照すると第十二表の如く、何れも右の數字より低くなつており、更に大正二年の統計と比較すると中畑のみは上昇しているが、上畑及び下畑は却つて小作料が減少しているのが注目される。

第 12 表 畑小作料 (大正 10 年) (B)

種 類	契約上の小作料		5 年間平均 (大5-9 年) 實納小作料		5 年間平均 (大5-9 年) 收穫高		實納小作料の對する割合 (A/B)	當 該 位
	數 量	見 積 金 額	數 量	見 積 金 額 (A)	數 量	見 積 金 額 (B)		
大 豆	石 0.310	円 4.11	石 0.300	円 3.92	石 1.200	円 16.48	% 23.8	上
大 豆	0.231	2.75	0.206	2.66	1.062	14.27	18.6	中
大 豆	0.123	1.40	0.123	1.40	0.639	10.54	13.3	下
燕 麥	0.400	2.90	0.400	2.94	2.300	16.12	18.2	中

北海道に於ける普通小作慣行の特質

第 13 表 畑小作料 (昭和 12 年)

種 類	契約上の小作料		最近 3 年 平均 實納小作料		最近 3 年 平均 收穫高		實納小作料の對する割合	當 該 位
	數 量	見 積 金 額	數 量	見 積 金 額	數 量	見 積 金 額		
大 豆	斗 2.8	円 3.40	斗 2.0	円 2.43	斗 8.4	円 10.20	% 23.8	中
燕 麥	5.0	2.80	4.0	2.24	20.0	11.20	20.0	中
薄 荷	半組 (160匁)	5.00	1組ノ 3分5厘	3.50	2組6分	26.00	13.5	中
馬 鈴 薯	匁 50	3.30	匁 47.5	3.00	匁 230	12.26	24.5	中
除 虫 菊	匁 1.5	4.50	匁 1.5	4.50	匁 6	18.00	25.0	下

- 備考 1. 最近 3 年平均とは昭和 8、9、10 の 3 年平均を見積りたるものなり。
 2. 最近 3 年間平均收穫高に對する比率に於て物納の場合が金納の場合に比し、概して高率なるは由來 (1) 物納小作料自體の數量多きこと。(2) 最近 3 年間の平均收穫高が水害冷害等に因る凶作の影響を受け減少したること。(3) 減免歩合に於て物納は金納に於けるよりも比較的歩合少き傾向あること、等による。

更に昭和十二年の物納畑小作料を見ると第十三表の如くであつて、大豆について大正十年の計數と比較すると契約小作料は上昇しているけれども、實納小作料は略同様で、收穫高に對する割合は收穫高が減少しているのに却つて高くなつてゐることが分る。しかし大體に於て大正十年以降小作料は顯著な變化を示してゐないと言へるのである。

(註一) 時田民治、小作慣行統制の方向、『社會政策時報』第三三〇號(昭和十四年)三〇六頁。
 (註二) 野幌部落會、『野幌

(註三) 佐藤昌介博士、小作農業を論ず、『北海の殖産』第十三號(明治二四年)

(註四) 多田純二、『北海道農産物検査要義』大正八年。

四、小作料の減免

上述に於て問題としたところは、主として小作人が現實に地主に支拂つた「實納小作料」についてであつた。そしてこのような實納小作料は必ずしも契約小作料とは一致していないこともこれ迄の統計によつて明かである。これは災害等の不可抗力によつて減收の場合に小作料が減免されているからである。この種の慣行は府縣においては壓倒的に認められていることは、嘗て帝國農會に於て調査した結果に依れば、調査戸數四四九戸のうちで四四四戸までが減免をなすことが報告されているのに徴しても明かであらう。このような減免の慣行は北海道の場合はどうであるか。次に問題となつてくる。府縣農業以上に自然的災害の多い北海道に於ては、地主は當然これを考慮して小作契約を締結するものと考えられるが、事實小作契約書にこの種の規定を具體的に掲げている場合は例外的であると稱しても差支えないのである。しかし小作關係の正確な理解を深めるためには當然契約書面に記載の有無、口約の有無にかかわりなしに事の真相を把握しておかなくてはならないのである。然らば一體不作の程度と減免率についてどういふ關係があるかと言つと、この關係はその時の事情に應じて地主と小作人とが協定することが普通であつて、一般的な關係がないと言われている。今明治年代の小作契約書、農場規則等について見ると、先に引用した北越殖民社の小作規定(三〇年代と推定される)には、收穫物の半作以上の不作の時に小作料の減額をすることが認められている。其他の事

例では「火災(天災?)等にて皆無に屬する場合に非ざれば一切割引せざる事」と(品川熊松、高畑宜一、石狩國舎農場小作規約、明治三十年)というのものもある。大體明治時代には定額制となつてゐるものが多いので、豊凶の如何に拘わらず小作料を納入するのが立前であつたけれども事實はある程度減免があつたもので、さればこそ明治三十一年に脱稿された『北海道小作條例草案』のなかでも、小作料減免の規定を設けてゐるのである。今その必要なる事項を摘記すれば次の如くである。

第五章 小作料免除及減額

第三十條 小作地天災に因り收穫皆無となり、又は其他若くは比隣地前六ヶ年平均收穫の二分の一以上に該當する額を減じたるときは、小作人は其損失に割合ひ小作料の免除又は減額を地主に請求することを得。

第三十一條 小作地の全部荒地となりたるときは地主は其年度の小作料を免除すべし、小作地の幾部分荒地となりたるときは地主は其部分の面積に應じ其年度より減額すべし、但牧場又は休作地は被害の日より免除又は減額すべし。

第三十二條 前條により小作料の免除若くは減額を爲すは其災害が小作地の作物收納前に起りたる場合ならざるべからず。

第三十三條 避く可からざる原因に依り小作人小作地の全部若くは幾部分の作物を失ひ其損失の賠償を得ざるときは、地主は其年度の小作料を免除し若くは其部分に應じ減額を爲すべし。

第三十四條 避くべからざる原因に依り小作地の全部又は幾部分六ヶ月以上耕牧を妨げらるるか若くは地形變更せるときは、地主は其年度の小作料を免除し若くは其部分に應じ減額すべし。

この草案によつて小作料の減免が規定され、而もその減額の條件は前述せる北越殖民社の規定と全く符合せるを見るのである。大正年代に入るとこの種の慣行も漸く整備されてきた傾向があるが、不作の程度と收穫高との關係には一般的關係が把握し難いのである。先ず道廳調査の『北海道小作慣行調査』(大正二年)を見ると減免の場合として次の事例があげられてゐる。

一、夏作の一部又は全部天災の爲め收穫悉無となれば附近の地主協議の上其地積に對する小作料を免除す。但し當該小作地に對す

る租税公課に對する額丈小作料を徴收す（阿寒郡、足寄郡、函館支廳管内、檜山支廳管内、札幌支廳管内）

二、前記の外病蟲害等による凶作に對しては其程度により小作料を減ずるか又は免除す。（増毛郡）

三、作付物の五分以上の被害を蒙りたる場合小作料を免除する例あり。（足寄郡）

四、契約上輕減を約することなきも普通年柄により輕減する慣例なり。（白糠郡、阿寒郡、空知郡、函館支廳管内）

五、不可抗力の爲め小作料よりも收穫減少したるときは其限度に應じ小作料を減ず。（増毛郡、留萌郡）

六、不可抗力の爲め收穫減少の場合と雖も輕減せざる例あり。（空知郡）

七、天災の爲め五割以上の收穫減の場合には其歩合に依り小作料を減じ又は幾分を貸付け平年作に至り返濟せしむる約あり。（樺

戸郡）

八、其年の作況に依り一割乃至三割五分以内の輕減を行ふあり。

九、一般の慣例として年柄により平年作より三割以上の減收なる場合は減收歩合の多少により輕減す。（斜里郡）

而して明治四十一年より大正元年迄の五カ年平均の小作料の輕減歩合を見ると、田に於ては最多三〇%、最少六%、普通一一%、畑に於ては夫々二四%、五%、一〇%である。これを全國の歩合について見ると中田八%、中畑五%であるから北海道の輕減歩合が大きいことが理解される。大正四年の『産調第五卷』は小作慣行について詳しいまとまつた資料であるけれども、小作料の減免については獨立の項目を設けていない。しかしこの報告のなかには減免にふれているところもあるので、それに依ると、「雨龍村には天災地變の爲め平年に比し收穫減じたときは小作料を相當輕減し」東俱知安村にては天災に罹り收穫種子代に満たざる時は小作料を免除し、「人舞村に於ては天災の爲め收穫皆無のものには地積に對し小作料を免除し」芦別村にては天災凶作の場合には小作料は翌年に延期し納付せしめる」とある。その他音江村、豊頃村でも天災による收穫皆無の際は小作料の全免が認められている。其後大正十年になるとこの種の慣行の重要性は益々認識されるに至り、不作の程度と減免率も具體的にはつきり認められるようになった。即ち大正十年の農林省小作慣行調査に依ると、小作料の全免は稀に行われるがそれは作柄が三分作以下の場合で

あり、特例としては收穫物の價額が地租額に達せざる場合に初めて全免される場合がある。その他の減額の場合を表示すれば次の如くである。

減收歩合

小作料減免歩合

一五%	一——五%
二〇	一〇——二〇
三〇	二〇——三〇
四〇	四〇——五〇
五〇	五〇
六〇	五〇——八〇
七〇以上	八〇——全免

右の調査に依ると當時の小作料軽減歩合は現物納、金納の區別なく四——七%が普通とせられているから、減收歩合も一割未満であつたと察せられるのである。しかるに他の府縣を見ると一割乃至二割を軽減するものが多く、大正初年の場合とは反對の現象を呈しているのである。同じく大正十年の道廳調査の小作慣行調査は、農林省調査の如く不作程度の減免の程度が記されていないが参考のために次に摘録することにしよう。

- (イ) 如何なる場合にも免除及軽減をなさず。
- (ロ) 水害の外免除又は軽減せず。
- (ハ) 一般より小作料安價なるにより多少の凶作するも軽減せず。
- (ニ) 納入期限を延期することあるも免除軽減することなし。
- (ホ) 天災事變其他避くべからざる不可抗力に依り收穫皆無又は減少したる時は双方合議の上適當の軽減をなす。
- (ヘ) 年の豊凶により軽減することあるも全免することなし。

(E) 耕作上重なる就業者二ヶ月以上の罹病、或は農作上不可抗力の事由にて生計支障を來すものは免除又は輕減す、天災及其他の災害の場合も亦同じ。

(F) 小作料を免除することあるも之の場合には當該小作地に對する租税及公課に對する金額丈の小作料を徵收す。

(G) 財界不況にして農家收益少なき年には、其生産物を一石に付時價より五十錢乃至一圓高價に見積り代納せしむ或は輕減することあり。

(H) 天災地變の場合には小作料の免除又は輕減することあり、之の場合には各區小作人中より數名の調査委員を選定せしめ各區の委員一名宛を合し、各々調査し、管理人及村農會技手及有識者の調査とを參酌して其額を定む。

茲で少し注意を要する點は、從來の減免の理由は専ら自然的災害という不可抗力に歸せしめていたのに、大正十年の調査では部分的ではあるが、財界の不況という經濟的理由がとりあげられていることである。この種の事例は府縣に於ては奈良、岐阜（桑園のみ）、島根（桑園のみ）に見られるのみである。岐阜に於ては大正七八年頃物價騰貴のため苦痛を感じているというので小作料の減額要求をしたこともあつて、經濟變動を理由として小作料輕減運動を試みた點で全國的にも特異な地域であると考えられる。⁽¹¹⁾

次に昭和十二年の道廳の『小作慣行調査』によると、水田の不作の程度と小作料の減免歩合との關係は大體前と變りはないが全免ということが見られないのが異つている。また八分作以上は減額がない點は前回よりは嚴しくなつた感がある。兩者の關係は次の如くである。

作柄

契約小作料の減免率

三分作以上

八—九割減

四分作以上

七—八割減

五分作以上

五—七割減

六分作以上

四—五割減

北海道に於ける普通小作慣行の特質

七分作以上

三割減

畑地に於ては栽培作物の種類が多く不作歩合が明確にされない場合が多いばかりでなく、農産物價格及び生産費の點が參酌される關係で水田に比べて不作の程度に對する小作料の減免歩合が低いのを普通としてゐる。それはともかく、昭和十一年十一月農林省の調査せる小作慣行調査では、不作の程度と減免歩合に關する一般的傾向は次の如くであるところから見ると、北海道はこの減免よりも嚴重であると言ふことが出来る。

不作の程度

減免歩合

一割	〇・五——一割
二割	一——二割
三割	二——三割
四割	三——四割
五割	四——五割
六割	五——七割
七割	全免

このように北海道が府縣に比して減免が少いことは、北海道の生産力の低位を示すものであり、生産力の低いといふことは第一に反當收量が低く、第二に年々の收量が不安定であるといふことである。この結果は小作料の收穫高に對する割合は比較的に低いところにきめられる。そしてこの事實はこれまでの統計でも明かに示されている。低い反當收量ならびに不安定なる年々の收量は、相對的に低率の小作料の量のうちにすでに内包せられてゐると考えられるのである。このために相當大きな減收でなければ小作料の輕減が行われないのである。又北海道に於ては府縣と異つて畑作が水田よりはるかに廣大な面積をしめ、しかもその九割は金納であつたことは、一層この特質を強化するの

に役立つものと言ふことが出来る。なお大正十年の場合と同じく經濟界の不況により小作料の減額が行われた一事例があることを附け加えておく。それは昭和五年の米價崩落の際、小作人は收支相償わないため水田小作料の減額を要求したことが當麻村に見られたのである。

以上に於て小作料の減免慣行が北海道に於ても行われていて、それが漸次明瞭な形を以て主として自然的災害に基いて認められてきていることを明かにした。しかしその減免の程度は府縣に於けるよりも極めて嚴格であることも注目しなければならぬ點である。従つて自然的災害が豫期以上のものである場合には、全面的な農民運動によつて減免運動が行われるようになったことも、昭和以後の新しき現象と言ふことが出来る。特に昭和六、七、九年の冷害水害凶作の連続は、この種の減免運動が小作争議にまで發展したことを忘れてはならない。このような小作料減免の慣行は、地代を差引いた餘剰が農業者の生産ならびに生産諸條件のもとにあつては、これらの諸條件に直接かかわりをもつことに於て極めて重要な意義をもつものであり、このことは水田開發によつて導入された小作慣行の一つとして、府縣的小作慣行の影響と言ふことも出来るのである。

(註一) 帝國農會、『小作料の減免に關する慣行調査』(昭和二年) 六〇頁。

(註二) 有元英夫、『小作制度論』(大正十一年) 五七頁。

(註三) 小池基之、『日本農業構造論』(昭和十九年) 八〇頁。

五、小作地の轉貸

小作地の轉貸は、契約上の小作人が地主と現實の小作人との間に介在して、中間搾取をなす形態である。北海道の如

く概して小作料の低廉な大農場や御料地、學田地、町村有地等では、普通小作料との差額を獲得するためにこの方法が發生してきたもので、中小地主の土地にば稀にしか見られないものである。先ず大正二年の道廳調査の慣行調査によると、轉貸を禁ずるのが函館、檜山兩支廳管内及び阿寒郡では普通とされ、函館支廳管内、厚岸、白糠、阿寒、足寄、増毛、留萌、苫前の各郡では地主の承諾を得れば轉貸が認められている。又御料地の如きは戶籍謄本の添付届出によつて轉貸が許されている處もある(神樂村)。大正四年の『産調第五卷』は明治末期から大正初年の實狀を比較的詳しく記述してある點で貴重な資料と言ふことが出来るが、それによると、又小作は一般に之を禁止するにも拘わらず時々行われるところがあり、この場合小作人は小作料の割前を得るために自己の支拂う小作料より少しく高く貸付けることを努め、耕作の條件、土地使用の方法等はすべて契約通り又小作をして履行せしめるのである。地方的に今少し引用すると次の如くである。

イ、空知支廳管内由仁村にては又小作をなすもの二割、之を爲さざるもの八割なり、音江村にては小作百に對し五の割合にて又小作行われ、貸借期限は一ヶ年とす、栗澤村にては又小作は約一割位なり、一般に又小作を許さざるを例とす、登川村に於ては代作人として行わるる又小作の小作料は一反歩一圓内外なり、尤も同村の普通小作料は四十五錢最高八十錢なり、新十津川村にては又小作は小作の百分一行わるる割合なり、條件の如き普通小作人が負擔する義務と同一なり、三笠山村の又小作は小作三百六十四戸に對し二十九戸即ち一割以内なり。

ロ、上川支廳管内士別村にて又小作人に土地を貸付する場合には、其の期間は地主より借受けたる年限より短縮し又小作料の一割の收得を以て約束するもの如し。

ハ、函館支廳管内八雲村にては又小作は比較的小作料が低廉なる土地に行わる、之を例せば八十錢の小作料を仕拂うものは五割増即ち一圓二十錢を以て小作料を貸與するものにして、多くは小作地の全部に涉らず其一部の貸與に止まり、貸與の條件として小作料滞納の場合に於ける權利消滅を約するの外他になし、又小作の割合は全小作の約一割なり。

ニ、浦河支廳管内日高國高江村に於ては、又小作は小作人が地主と爲したる契約を遵守し收穫高の二分乃至三分を手數料として小

作人に提供するの例あり。

ホ、増毛支廳管内に於ける又小作は、主として御料農地に行われ個人の所有する土地には少なし、但し苫前村は其割合四割あり、又天鹽村にては約一割又小作行わる。

右の事例に依ると、北見十勝根室等の新開地にはその事例なく、又小作の行われる割合も一割が限度であつて四割といふのは例外的であると考えられる。札幌附近にも勿論又小作の發生したことは北越殖民社の歴史によるも明かであるが、それとても統計的には示されていないのである。其後大正十年道廳調査によると、小作地轉貸についての記述は「小作人相互間の小作地轉貸を禁止し尙小作人の怠慢により小作地を荒蕪に歸せしめたる時は一反歩につき開墾料として五圓を支拂う義務を有せり」との一項があるにすぎない。同年の農林省の小作慣行調査も簡單にしか論及していないが、全國的に見て小作人が地主に支拂う小作料と又小作人に要求する小作料との差額が大體五分乃至一割であるのに、北海道はそれよりも高く二乃至三割となつていることが注目される。これは北海道のこの種の農場の小作料が特に低率なためであると言ふことが出来る。昭和十二年の道廳の慣行調査は、この種の慣行が極めて稀に行われ、その家族の入替、疾病、轉居轉業、出稼、死亡其の他の事情によつて勞働力の不足を來した場合に、小作地の一部又は全部を轉貸することによつて行われることを示している。而して又多くの場合に於て大農場（劍淵村、東旭川村、當麻村、鷹栖村、富良野町、厚真村、中頓別村等）、御料地（小平薬村）、學田地（富良野町）、公共團體の所有地（當麻村、東旭川村、當別村、芽室村等）で行われている。北海道に於て從來より比較的廣く慣習ある町村としては、月形村、長沼村、劍淵村、東旭川村、當麻村等でこれらの町村は夙にいずれも小作爭議の發生の多かつた地であることが注目されるのである。而してこの調査當時には小作地轉貸傾向は減少していることが報告されている。このような小作地の轉貸が

勞力の減少に基くのは、從來の中間搾取形態に基くのととは根本的に異なる性格と考えられるが、それがどのような特殊の小作地にのみ發生して中小地主の小作地に少いのは、矢張り勞力以外の要因があると言えないことはない。

ところで小作地轉貸に對する地主の意向は、勿論これを禁止又は制限しようとするのであるが、轉貸については地主の承諾を要するものが多いことから見て、餘り効果のあるものではないと言つていい。猶特殊の事例としては次のようなものがある。

- (イ) 小作地の轉貸は、事情に依り地主に於て許可するも、小作料より多額の轉貸小作料の徴收を禁するもの。(富良野町)
- (ロ) 轉貸の事後地主に於て黙認するもの。(中頓別村、八雲町、上湧別村)
- (ハ) 轉貸を事情の如何にかかわらず絶対に容認せざるもの。(狩太村、厚澤部村、利別村、大野村等道南地方等あり)

小作料と轉貸小作料とを比較して見ると、全く差額なきものと差額のあるものがある。差額のある程度は次の如くである。

		差額				差額	
水田 (反當)	高	一斗五升	畑地 (反當)	高	一圓五〇錢	中	一圓〇〇錢
	中	一斗〇升		中	五〇錢		
	下	二升		低			

次に調査町村について差額の割合の明瞭なものを摘記すると次の如くである。

當別村——村有地田畑に於ては小作料の二割乃至三割(反當四圓の中畑にて一圓五十錢位)

豐平町——中田(小作料六斗乃至七斗)にて差額一斗(一割四分——一割六分)、中畑(小作料五圓位)にて差額五十錢乃至一圓(一割乃至一割)

栗澤村——必成社農場に於ては畑地にて五割乃至十割のものあり、他の農場に於て水田小作料五斗五升に對し轉貸小作料七斗

(一割二分)

妹背牛村——水田小作料七斗轉貸小作料八斗(十一割)のものあり

月形村——差額五分位を普通とす

劍淵村——田畑共に小作料の約一割増なり

當麻村——個人有水田にては一割位、村有地は三割乃至四割位を普通とす

鷹栖村——一割内外の差額を普通とす

富良野町——一割乃至二割位(學田地)

芽室村——村有地に於て普通二割内外とす

異例としては小平薬村に於て炭鑛汽船會社が採鑛の必要上御料地を借受けて之を更に耕作者に轉貸し、此の場合轉貸小作料は小作料の半額に相當してゐてその間の損失は會社が負擔してゐる。

右の事例によつても明かなように差額五分というのは少く、又十割以下も例外的で、大體は二——三割というところであつて、大正十年時代と殆んど異つてゐない。このことは小作地轉貸が勞力不足を理由とする以外に經濟的に有利とする根據を示すものと言わなくてはならない。要するに、小作料の差額を目的とする轉貸がまだ存続してゐることは、北海道の小作慣行の大きな特質の一つと考えられるのであつて、この種の慣行は地主にとつては不合理ではあつても小作人にとつては合理的であることが可能であつたのは、小作料の經濟的性格に由來するものであると云うことが出来る。

六、小作權の賣買

小作權は地方の慣行に基き、權利の賣買讓渡等主として經濟行爲の對象となり得るだけの財産價値が形成され、そ

の賣買取引が普遍化しつつあるところ一種の財産權を指すもので、賃借權と物權との間にあつて一段階を形成しつつあるところの、特殊の權利である。北海道に於ける小作權はいずれもこの種の權利であつて、それは經濟的發展が十分に達成されていないので、小作權の賣買價格の如きも所謂『作離料』の程度を超えないものが尠くない。そしてその發生原因、權利價格の成立乃至その本質から見て、北海道の小作權こそ小作權の本質をよりよく具備しているものと見るのが妥當と考えられるのである。而して北海道に於ける小作權發生の原因については、第一に開墾小作の特殊性に基くことが指摘せられるし、第二には小作條件特に小作料の低廉なることがあげられるのである。第一の原因については、地主が開墾小作時代に鉦下年限を與えて、土地を開墾した際開墾の義務に對して土地を耕作使用する權利を認めたもので、その土地の墾成後に於ても其の權利の賣買讓渡を地主に於て默認するに至り、所謂小作權なるものが發生するに至つたのである。又土功組合の發達に伴つて、急激に造田面積が増加せる地帯で地主が小作人をして造田せしめた場合（北海道廳よりの造田補助の有無に拘わらず）、鉦下をおくのみに止めて地主から何等の補助をも受けないものが多く、かような地方で比較的早く熟田化した處に、小作權賣買の慣習が發生することが多かつたのである。第二の原因については小作地の轉貸と同様に御料地、公共團體若しくは個人所有の大農場に於ける小作料の低廉ということと、小作條件が安定していることによるもので、かかる土地を永年耕作せる小作人が諸種の事情でその土地の耕作を中止し又は放棄のやむなきに至つた場合、小作人はその有利なる特權を價格に見積り、之を小作權（又は小作株）といつて新たな小作人に賣買讓渡するに至つたのである。以上の小作權の發生年代は明かではないが、大體明治三十年代であると考えられるのである。

このような小作權の賣買についての慣行を、これまで公にされている資料に基いて検討して見ると凡そ次の如くで

ある。先ず大正二年の道廳調査によると小作權の賣買は普通にこれを禁じているが（白糠、阿寒、増毛、留萌、苫前の各郡、函館支廳管内）、地主の承諾をうればこれを賣買しうることの出来る地方が函館、檜山兩支廳管内、阿寒、足寄兩郡にあるとせられている。その他の記述がないところを見ると、明治末期及び大正初年には小作權賣買がまだ普遍的でなかつたことを物語るものである。大正元年の農林省の小作慣行調査には、北海道のことは全く示されていない。大正四年の『産調第五卷』には「小作權の賣買は地方的に行われつつあるもその割合は多からず、多くは小作移動者の一割乃至一割五分で時に二割に及ぶ」ところもあつた。その賣買価格は五町歩の畑地に對し高額のもの五百圓、最少五十圓、中庸二百圓内外である。水田について見ると栗澤村では最高七百五十圓、最低百圓、普通二百五十圓の賣買價格で、これは例外的に低い方である。上川地方の水田地では、永山村の如きは三町五反歩に對して最高八百圓、最低三百圓、普通五百圓である。上川御料地水田では一戸分一千圓以上の處が少くない。しかし普通地主の有するものではその價格は極めて低廉であつたのである。其後の趨勢を見るために大正十年の道廳調査の慣行調査を見ると、大體小作權賣買を認めてゆく傾向にあり、又その價格も前回より上昇していることが看取される。即ち次の如し。

- (イ) 小作權の賣買は嚴禁す。
- (ロ) 小作人相互間に於ては絶対に禁止せり、但し退場若くは其他已むを得ざる場合は之を承諾す、此場合は小作料其他の貸借關係は小作權讓受人をして繼續せしむ。
- (ハ) 耕作の目的にあらざりて單に小作權賣買の利益を主眼とするもの、並に農民として生活に不安なるもの、及農場の秩序を紊すもの等には小作權の賣買を認めず。
- (ニ) 小作權の賣買を許可するも豫め地主の承諾を得るべし。

- (四) 小作人の自由に任せ且つ小作權の擔保を承諾す。
- (五) 小作料の未納、貸付金未済等なき限り自由に小作權の賣買を許可せり。
- (六) 耕作者の事情に依り賣買を許可す。
- (七) 小作人總代並農場協議員に任せあり。
- (八) 小作權の賣買を承認し名儀書換料を徴し前小作人の權利義務を繼承せしむ。
- (九) 地主に於て差支えなき限り之を許可す。
- (十) 小作權賣買價格は水田にありては一戸分(五町歩)千四百圓以上二千圓の間にあり、畑にありては五十圓以上千圓以下の間に於ける。

大正十年の農林省の小作慣行調査に依れば、小作權賣買は各府縣稀に見る現象で、北海道では地主の承諾を要するのが普通とされている。而して北海道に於ける小作權の賣買價格は田にありては一〇——四〇圓、畑にありては一〇——一〇圓である。これは全國平均の數字(田に於ては一〇——三〇圓)と略相等しいけれども地價は府縣に比べると遙かに安いので、地價に對する相對的比率は北海道の方が高いと言わなくてはならぬ。例えば勸銀調査の資料によると、大正十年の北海道の水田賣買價格は反當り百四十圓であるから小作權を二五圓とすれば一八%、二〇圓としても一四%である。これに對し全國の水田賣買價格は(北海道を含めて)五百九十五圓で、かりにこれを府縣の價格とすれば、小作權價格はその四%にすぎないのである。従つてこれを以てしても、いかに北海道の小作權が有利であるかが推定されるのである。その後、大正十四年北海道廳が小作契約書を蒐集して整理したものの中に、小作權の承繼について次のような事項がある。

- (イ) 小作者は小作契約期限中と雖も地主の同意を得ずして土地の使用權を第三者に貸渡することを得ざるものとす。
- (ロ) 小作契約に因て得たる權利を第三者に賣買讓渡する事を得ず。(石狩支廳)

(イ) 小作者が地主の承諾を経て他人に小作権を賣譲渡を爲したるときは、其買譲受人は契約書及附屬規約書に規定したる權利義務は總て之れを繼承するものとす、死亡跡相續人に於ても亦同じ。(空知支廳)

(ロ) 小作人小作権利を他へ讓渡する時は一反歩に付金二十錢宛の手續料を事務所へ納むべし。

前項の金員は事務所に於て農場内公共の事業に使用するものとす。

(ハ) 賃借人に於て保證金貳百圓を賃借人に積立てたるときは賃借人に於て賃貸人の承諾あるときに限り賃借權利を他人に讓渡することを得るものとす、此場合賃貸人は賃借人に積立金の返還を爲さざるものとす。(上川支廳)

(ニ) 賃借人は賃貸人より賃借權利の移轉承認を得たるときは一反歩金拾錢つつの割合を以て手續料を農場事務所に納付すべし。(網走支廳)

(ホ) 小作権の賣買讓渡は地主の承諾なくして行うこと能わず。(後志支廳)

右によつて見ると、地主に於ては小作権の賣買を極めて容易に考へ書換手續料を徴しているが如きは、この種の權利が相當廣く容認されている證左に外ならない。この種の小作権慣行の分布については、北海道大學所有農場、御料地、市町村有地、其他個人所有大農場の所在地で比較的交

北海道に於ける普通小作慣行の特質

第 14 表 小作権慣行の分布

支 廳 名	小作権賣買慣行ありとの申告を受けたる町村	備 考
空 知	13ヶ町村	實際の慣行區域は之を町村數にて見るならば本表の倍數以上に達すべく、空知、上川支廳管内は殆ど全圖に互り存在するものと見て差支えなからん。
上 川	8	
後 志	7	
石 狩	4	
渡 島	4	
網 走	4	
河 西	2	
留 萌	2	
釧 路	2	
釧 路	1	

第 15 表 小作権者地主数及關係面積

支 廳 及 名	小作権者概數	地 主 概 數	小作権面積	備 考
空 知	16,500 ^人	2,300 ^人	73,000.0 ^町	當管内は御料地のみ
上 川	6,000	3,002	28,232.9	
河 西	2,130	937	14,954.5	
石 狩	1,993	189	3,564.3	
膽 振	1,089	769	3,711.0	
渡 島	1,063	134	5,666.0	
檜 山	827	236	2,866.0	
留 萌	640	1	4,380.0	
釧 路	624	137	3,230.0	
宗 谷	600	22	7,812.8	
旭 川	400	300	600.0	
札 幌	350	280	750.0	
後 志	9	1	115.9	
合 計	32,325	8,308	149,883.5	

北海道に於ける普通小作慣行の特質

- 備考
1. 本表は北海道廳小作官調査（昭和5年度）による。
 2. 畑地の小作権は僅少にして右總面積の約2割程度。
 3. 大正15年農林省調査永小作権面積に對比すれば、約一倍半に當る大地積である。

通便利なる空知、上川兩支廳内が壓倒的と考えられるが、花島得二氏の調査によれば第十四表の如くである。^(三)

小作権慣行の具體的内容を知るために小作権者、地主及び關係面積の概數を示すと第十五表の如く、空知、上川が矢張り壓倒的であることが窺われる。

次に小作権の賣買價格を見ると、昭和五年の道廳調査では水田の最高反當り六〇圓、最低二圓、普通一二圓である。畑のそれは最高反當り四〇圓、最低一圓、普通四圓である。又勸銀の昭和六年の調査は第十六表の如くで道廳の調査より平均及最低いずれも高くな

第 16 表 小作權の賣買關係 (昭和 6 年度)

		反當小作權價格	土地賣買價格	賣買價格に對する小作權價格の割合
田	最 高	円 37	167	18.7%
	平 均	24	125	
	最 低	15	87	
畑	最 高	13	123	15.6%
	平 均	9	56	
	最 低	4	31	

備考 本表は花島得二、『小作權』351 頁による。

つてゐる。大正十年の調査とは正確には比較することが出来ないが大した變化はないようである。蓋しこの調査の時期は農業恐慌時代で地價も小作權も低下していたからである。恐慌の如き現象がなければ當然もつと小作權は上昇していただであらうと考えられる。勸銀調査の資料では小作權の地價に對する比率は田に於て一九%弱、畑に於て一六%弱で、大正十年の狀況と大した變化はない。花島氏も北海道に於けるこの割合は地價の三分の一乃至五分の一が普通であると言つてゐるが、勸銀調査の割合がそれよりやや低いのは、農業恐慌という例外的な時期をとつたためであると言つていいであらう。

次に昭和十二年の道廳調査によれば、小作權賣買の分布狀況は北海道の中央部(石狩、空知、上川、十勝)及び道南地方(膽振、日高、後志、渡島、檜山)に多く、昭和五年當時と餘り異ならない。而して比較的權利金の高いのは大農場及び公共團體所有地の東旭川村、鷹栖村、常麻村、富良野町(以上上川支廳)若くは御料地(小平薬村、羽幌町)等で、一般中小地主の所有地には賣買も餘り行われなしいし權利金も高くない。調査農村のうち小作權賣買の廣く行われている町村は、前田村、大江村、當別村、篠路村、岩見澤町、美唄町、幌向村、江部乙村、音

第 17 表 小作權價格と地價 (水田)

町 村 名	小作權價格 (圓)			土地價格 (圓)			小作權價格の地價 に對する割合 (%)		
	上田	中田	下田	上田	中田	下田	上田	中田	下田
當 別 村	20	-	-	150	-	-	12	-	-
白 石 村	20	-	-	120	-	-	16	-	-
豐 平 町	30	20	10	200	120	80	15	16	12
栗 澤 村	30	20	10	180	120	80	16	16	12
妹 背 牛 村	30	20	10	150	110	80	20	18	12
月 形 村	20	12	10	100	85	70	20	14	14
長 沼 村	15	10	5	110	100	70	13	10	7
深 川 町	-	30	15	-	200	130	-	15	11
劍 淵 村	5	3	1	100	70	50	5	4	2
東 旭 川 村	30	20	10	230	170	80	13	11	12
當 麻 村	15	10	5	200	150	100	7	6	5
鷹 栖 村	10	5	0	150	120	78	6	4	-
富 良 野 町	15	8	0	170	100	40	8	8	-
大 江 村	10	-	-	200	-	-	5	-	-
前 田 村	-	20	-	-	150	-	-	13	-
利 別 村	-	15	-	-	80	-	-	18	-
厚 眞 村	-	5	-	-	100	-	-	5	-
荻 伏 村	-	5	-	-	100	-	-	5	-

北海道に於ける普通小作慣行の特質

江村、長沼村、角田村、月形村、新十津川村、深川町、妹背牛村、一己村、雨龍村、沼田村、北龍村、東鷹栖村、鷹栖村、東旭川村、神樂村、神居村、永山村、當麻村、比布村、東川村、富良野町、士別町、音更村、池田町、荻伏村である。これらの町村では地主は表面的にはこれを禁止する態度をもつてゐるが、事實已むをえぬものとして黙認してゐる状態であつて、小作權の強力な上川、空知兩支廳管内では單に地主の事後承諾を得るにすぎない處がある。又特

第 18 表 小作權價格と地價 (畑)

町 村 名	小作權價格 (圓)			土地價格 (圓)			小作權價格の地價に對する割合 (%)		
	上畑	中畑	下畑	上畑	中畑	下畑	上畑	中畑	下畑
當 別 村	10	-	-	80	-	-	12	-	-
豐 平 町	15	10	5	100	60	20	15	16	8
栗 澤 村	30	20	10	100	80	50	30	25	20
月 形 村	-	-	10	-	50	-	-	-	20
長 沼 村	7	4	-	100	65	-	7	6	-
劍 淵 村	5	3	1	60	40	20	8	7	2
狩 太 村	10	-	-	50	-	-	20	-	-
大 江 村	25	-	-	200	-	-	12	-	-
前 田 村	-	7	-	-	50	-	-	14	-
利 別 村	-	12	-	-	30	-	-	40	-
大 野 村	-	15	-	-	150	-	-	10	-
八 雲 町	10	6	3	80	50	25	12	7	6
伊 達 町	-	40	-	-	150	-	-	26	-
中 額 別 村	20	13	5	40	25	13	50	52	20

北海道に於ける普通小作慣行の特質

例として狩太村及び大江村では、入地する小作人の資質が概して良好なため小作權賣買を歓迎している農村もある。

小作權の價格と地價との關係はどうであるかという、先ず小作權の價格は水田にあつてはその低きものは十圓程度より高きは三十圓、畑地は低きは五圓程度より高きは十五圓程度であるから、普通中田で二十圓、中畑で十圓というのが普通で、前回と殆んど變りないと言つていい。次に小作權價格の地價に對する割合を見ると第十七及び第十八表の通りである。

即ち兩表に依ると、水田に於ては最高二〇%最低五%、中田では最高一八%最低五%で、大體兩者とも一五%位が普通と考えられる。下田はややそれより割合

は低い。畑については上畑の最高は五〇%最低は七%、中畑は最高五〇%最低六%、下畑は最高二〇%最低二%で、町村によつてはまちまちであるが、上畑では一〇——一五%が普通である。この割合は従来迄の調査と餘り異らない。寧ろ地價の上昇に對して小作權は固定している如くであつて、兩者の割合もやや低下の傾向がある。尙昭和十二年の調査では小作權を擔保にして資金を獲得している事例や、新小作人が前小作人の滞納小作料を負擔している事例があつてあるが、これらはいずれも慣習化されたものではない。

要するに、小作權がいわば自然發生的に北海道に發展してきていて、その土地價格に對する割合も比較的府縣に比べて有利であるということは、北海道の小作慣行の典型的な特質の一つを形成してきていると言ふことが出来るのである。

(註一) 山田勝伴、本道に於ける地主及小作、『殖民公報』第六一號(明治四四年)

(註二) 北海道廳内務部農務課、『北海道に於ける小作契約實例調査』(大正十四年三月)、七一——七二頁。

(註三) 花島得二、『小作權』(昭和一六年)三四八——三五二頁。

七、其他の小作慣行

一、公租公課其他の負擔

小作地にかかる諸税及び水利費(北海道では土功組合費が大部分)等の負擔は地主に於て負擔するのを普通としている點で、府縣の場合と異らない。しかし地方によつてはその全部又は一部を小作人が負擔する場合もないわけではない。大正二年の北海道廳の小作慣行調査による浦河支廳管内では全部小作人の負擔とする例があり、一部の負擔は檢

山支廳管内、函館支廳管内、浦河支廳管内の上川郡、磯谷郡などにある。大正四年の『産調第五卷』によると、土地に關する公課はすべて地主の負擔に屬するものが多けれども、諸税以外の水利費および協議費は小作人より徴收するもの多く、稀に地主と小作人が之を折半し、又は全部地主が負擔するものがあると述べている。これが若し普遍的であるとすると、府縣とは餘程異つたものになると言わなくてはならない。大正十年の北海道廳の小作慣行調査に依ると、諸税に關する負擔については論及していないが、「灌漑に關する費用は總て地主の負擔とす」「幹線灌漑工事にありては地主自ら之を行ふも、他の支線は多少の補助金を與え小作人にて行わしむ」「小作人は賃借地に對する水利組合費、部落費、道路橋梁、社寺、學校等の修繕費及び夫役一切負擔するものとす」とあつて、兩者の負擔の區分は截然としていない。しかし同年の農林省の小作慣行調査に依ると、原則として地主負擔であつて、特例として公租のみ地主負擔でその他の諸掛りを小作人の負擔とするものがあると報ぜられている。この場合には土功組合費及び部落費等は小作人の負擔となるわけである。従つて大正四年の『産調第五卷』で普通公課はすべて小作人負擔であると述べているのは少しおかしいとも考えられるが、之を否定する根據は今の處何もないので、一應右の調査を述べておくにとどめる。それでは昭和十二年の道廳の慣行調査ではどうなつてゐるであろうか。

即ち同年の調査によると「地主の負擔たるべき公租公課を小作人に於て地主に代り負擔する事例は殆んどなし」と述べているが、用排水費については地主が之を負擔するのを普通とし、一部分を小作人が負擔するものがあるとしてゐる。即ち土功組合の幹線費用は地主負擔とするも、支線以下の用水費は小作人負擔とするものがある。例えば、それは當麻村では反當年額十錢乃至十五錢、東旭川村では年額二十錢位、鷹栖村では年額十錢位の額である。又狩太村では揚水機（動力費共）の經費は全額小作人が負擔している。以上によつて見ると、恐らく北海道に於ても普通小作の

當初から原則として公租公課は地主負擔で、例外として水利費や部落費の小作人負擔が行われてきたもので、この點府縣農業と本質的には異らないと言つていいであらう。

二、小作地の修繕、改良

大正元年の農林省の小作慣行調査によると、用悪水路、堤防、樋管、野通道、橋、井堰、井戸等の修繕及び直接小作人に係る大工事、大修繕の経費は一切地主に於て負擔し、小作人は手傳として勞役に服し勞賃としては普通より幾分低い賃錢又は手當として一日一升乃至二升位の米を受けるか、單に食事を齎せられるにすぎないのが全國一般である。又右の工事が小作人の手でなしうる小工事とか小修繕の場合には之に要する材料のみ地主が支給して、小作人は無報酬或は普通より低い勞賃で勞力を提供するものである。大正二年の道廳の慣行調査はこれと殆んど變らないが、勞賃又は手當が現物でなく、勞役二日以上にわたる時は一日五十錢の現金が支拂われる點が異なる。勿論この外に無報酬のものや單に食事を齎するもののあることは府縣と同様である。ともかく右の點は、北海道の小作慣行が府縣とはやや趣きを異にしている點の一つと算えることが出来る。中には函館支廳管内の事例として、勞賃として現金三十五錢又は玄米一升五合を給するとうような中間形態も存在している。小工事及び小修繕についても府縣と大同小異である。其後大正十年の道廳調査の小作慣行では、はつきりした記載がないけれども、灌漑溝の維持、修繕、浚渫等は小作人の負擔とするものが多く、明暗渠排水、客土などは小作人にやらせて經費を地主が負擔するものが多いようである。昭和十二年の小作慣行調査はやや詳しく述べてあるので、それによると、一般に小作地の修繕改良について資本を要するものは地主がこれを負擔し、勞力を要するものは小作人の負擔となつてゐるのが普通であつて、從來の慣行と殆んど變らないのである。しかし處によつては右兩者共に小作人の負擔とするものもないわけではない。右

調査から若干の事例をあげると次の如くである。

(イ) 土地改良を目的とする客土の場合、概ね小作人に於て全額負擔するけれども、切作するもの(當別村)、小作人全額負擔をなし、鐵下期間を設けるもの(厚澤部村)、大部分地主負擔(運搬勞力は小作人負擔——大野村)等があり、客土に際しては、土壤運搬地が一里以内の個所に於ては、其の經費は反當十圓乃至三十圓(内五%道廳補助)を普通とする。

(ロ) 排水溝の掘鑿に於ては費用のかかる明渠大排水は地主、勞力を主とする小排水は小作の負擔を一般とするが、中には小排水にしても勞賃を地主が負擔するものもある。(東旭川村、池田町)

(ハ) 暗渠排水は概ね材料費は地主之を提供し、勞力は小作人負擔とするのが普通であるが、地主にして勞力費の一部を負擔するもの(白石村、前田村、厚澤部村)、或は地主にして全額負擔のもの(狩太村、利別村、大野村)がある。この際、北海道廳の補助金は地主が收得し小作人を使役し勞賃を支拂うもので、稀に勞力の無賃提供を以て滞納小作料に代えるものがある。(狩太村) 酸性土壤改良のための石灰撒布は一般に小作人の負擔であつて、生石灰は概ね反當り二十五貫匁、炭酸石灰は六十貫匁を要する。

(ニ) 其他提防敷地の缺潰(豊平町)、畦畔整理、農場共同道路、橋梁等の修理には地主材料を提供、小作人勞力を以て當るのを普通とする。

三、地主に對する勞務の提供

小作料の納入の外に小作人が地主に對して農繁期等に勞務を提供する慣行は、府縣に於ては青森、岩手、宮城、秋田、福島、茨城、新潟、富山、石川、岐阜、京都、大阪、島根、岡山、香川、熊本、大分、鹿児島等に見られたことがあるが、北海道には極めて少いと言つていい。大正二年の小作慣行調査には、豊平町大字大谷地、上湧別村、茂別村の三箇所に「作り子」なる従屬小作があつて、地主から食料その他の貸與を受ける代りに地主の農事を手傳うものがあるが、普通小作にはこの種の例はあげられていない。大正十年の小作慣行調査には農林省のものにも道廳のものにも特記すべきものがない。昭和十二年の道廳の小作慣行調査では、地主の下水溝や作道、村道の修繕に

賦役を課するというものが豊平町、池田町、前田村、狩太村、厚真村等で行われている。従つて一般的に見ると、地主の農業経営やその他の労働に對して身分的な關係によつて無料で奉仕するということは、北海道では行われていないと言ふことができる。しかし兩者の相談の上で、常備又は臨時傭の労働で雇傭關係の結ばれることのあることは當然であるが、それは多分に近代化されたものであつて、封建的身分的な拘束のある慣行として看做すことは出来なと思われる。

四、 作 離 料

作離料というのは、北海道に於ては通常作離料、離作料、立退料、移轉料、手切金、見舞金、涙金、鞋錢の名稱を以て呼ばれているもので、小作地返還のため地主から小作人に支給されるもので、多くは土地の返還と同時に支給されるのが普通である。この土地の返還理由は使用目的の變更、地主の自作化が主なるものであつて明治時代には餘りの種の事例なく、大正二年の道廳調査の『北海道小作慣行調査』にも具體的事例はあげられていない。尤も「地主の都合に依り解約せんとする時は、三ヶ月乃至六ヶ月前に豫告し、作付前なれば其儘、若し作付後なれば肥料代種子代及び手間賃の幾分を小作人に賠償して引戻すか、又は作物を時價に見積り代價を小作人に支拂う」とあるが、それは有益費の一部で失業補償をいみする作離料とは異なるものである。大正十年の北海道廳の小作慣行調査でも大正二年の調査と全く同様で肥料代、種子代等のほんの一部の賠償が行われるにすぎないものである。同年の農林省調査も同様である。昭和十二年の道廳の小作慣行調査はやや詳しく作離料について報告してある。これは昭和に入つてから土地返還に伴う小作爭議が頻發して争議件數の七割をしめるに至り、作離料の意義が極めて重要となつたのである。その金額は土地明渡の原因により或は田畑の別によつて異なるが、小作調停で取扱つたところに依ると通常小作料の一年

分相當額が多く、最高は六ヶ年分、最低は半年分である。上川、空知の水田地帯では作離料の支給は殆んど常識的となつてゐるが、尙地方的に若干の相違があるので、次に参考のために分明した事例を示すことにしよう。

當別村——水田反當一〇圓の例あり。

長沼村——水田反當二斗の例あり。

深川町——小作權價格の半額を支給せるものあり。

劍淵村——轉地迄の家族の旅費相當額を支給せるものあり。

東旭川村——(イ) 契約期間満了の際には田畑共に一戸分(水田三町三反)に對し半年分の小作料相當額を支給す。

(ロ) 契約期間内に土地引上の際には残期間の年數を考慮し、普通一ヶ年の期間に對し小作料の三分の一程度を計算支給すと定めたるものあり。

當麻村——滞納小作料の全免並に移轉の實費を支給せるものあり。

土幌村——契約期間中の土地引上に際しては小作料の半額を支給せるものあり。

音更村——契約満期の際の土地引上に當て一ヶ年分の小作料相當額を支給せるものあり。

芽室村——移轉實費を支給せるものあり。

池田町——同右。

五、有益費その他の支拂

小作地に對する小作人の資本及び勞働の投下に基くところの費用の補償或は灌溉排水工事等の土地改良に對する有益費の補償は、地主の恩惠的な賠償ではなくして、小作人の當然の權利であると解せられる。この種の有益費その他の支拂は少くとも明治末期迄は行われなかつたのは、この種の施設は地主によつて全部負擔されていたからである。このような地主の生産的役割は次第に失われてくるとともに、地主は小作料の收受をなす「單なる地主」に變質しつつあるのである。従つてこれらの諸費用は、當然契約解除にあつては小作人に返還されなくてはならないのであ

る。この種の土地改良に對する有益費の賠償は、明治三十一年の「北海道小作條例草案」にも明記されてはいるが、その實行は殆んど行われなかつたのである。大正二年及び大正十年の道廳調査の小作慣行にはこれらの本質的な有益費についての記述は全く缺いているし、農林省の大正元年の小作慣行調査及び大正十年の小作慣行調査にもこの點は論及されていない。又昭和十二年の道廳調査の『小作慣行調査』及びこれに殆んど準據してゐる昭和十三年の農林省の『小作事情調査』にも、これらの點がふれられていないのである。大正十四年に道廳が蒐集した小作契約書の中には未だ^(三)一方的な地主の利益のみを主張したものが多く、「小作地明渡しの場合には何等の場合及理由を不問、小作人が自費を以て出來したる居小屋、排水道路、橋梁、井戸、果實植物、花草等は勿論、其他小作地内に施したる設備は、凡て無償にて地主に引渡すべきものとす」(上川、膽振支廳) という條項がある程である。昭和十二年の小作慣行調査の附録として收載されている小作契約書十三例のうち、有益費に關する規定と考えられるもの掲げられているのは僅かに二件であつて、しかも賛否一つづつで、明確なこれに關する慣行があるとは言い得ないのである。即ち左の如くである。

- 一、地主に於て賃貸地整理其他入用の節は何時にても明渡すべし。前項の場合に於て小作人は己に施したる肥料及び耕作の損害を請求せざるは勿論小作料は全部納入すべし。(T農場)
- 二、(前略) 契約解除に際し現に改良の効果をあげつつある施設に對しては、乙(小作人)は甲(地主)に對し當初の費用を超過せざる範圍内に於て相當の代價を要求することを得、現存建築物又は永年植物の處理に關しては甲乙協議の上之を定む。(農場名不明)

以上によつて明かなように、作離料及び有益費の賠償の問題は、歴史的に見れば極めて新しい小作問題の一つであつて、小作關係が比較的合理的な北海道に於てさえ、この種の問題が十分に解決されえないでゐることは、一體いか

なる理由に基くものであるか。これらの賠償を不必要とする或は必要と認めない傾向の地主側によいのは、全く次の經濟的理由による。即ち低小作料という契約事項のなかに、既に不必要の暗黙の了解が成立しているのではないかということ、これである。小作料減免を不必要とするのとは全く同一の理由がこの中に内在していると考えるのである。しかし冷靜に考えるならば、地主が物的援助によつて生産的役制をもたない場合には、これらの賠償の要求は、少く共小作人としては當然の要求といわなくてはならない。この種の要求を原因とする小作爭議が、昭和五年の農業恐慌期に發生し初めたのは決して故なきことではない。

六、小作地管理人

北海道の小作慣行について最後に注目すべき特質の一つは、小作地の管理人又は支配人の存在である。これは一に北海道の土地が不在地主によつて所有され、しかもその面積が廣大で所屬小作人の多い結果である。この種の管理人若しくは支配人の性格については纏つた調査が乏しいので、詳しいことは不明である。しかし乍ら、それは身分的には地主の單なる使用人にすぎないけれども、小作人に對しては強大なる權限を實質的に有しているのが普通である。この種の管理人の實態について『産調第五卷』の示す統計をかかけると第十九表の如く、純然たる地主（不耕作地主）の一割三分が管理人をおいていることが分る。しかし自作兼地主、自作農のなかにも管理人をおく場合のあつたことが注目される。

これによると監督農は三、四四一であるから、各農家一人の監理人をおくとすれば同數の監理人が存在することになる。その監理面積は十一萬町歩餘であつて、そのうち純然たる地主の監理面積は九萬八千町歩で、地主總面積の四割をしめてゐる。

第 19 表 監督農（監理人をおく農業者）の割合

	数			面積		
	總數	内監督農	百分率	總面積	内監督農面積	百分率
自作農	65,023	509	0.8	310,584	10,050	3.2
貸地農	17,824	2,348	13.2	247,493	98,829	40.0
自作兼貸地農 (自作地5割以上)	11,123	266	2.4	57,937	2,642	4.5
同(自作地5割以下)	9,844	318	3.2	60,672	4,650	6.5
計	103,814	3,441	3.3	676,686	116,171	17.0

北海道に於ける普通小作慣行の特質

五四

その後大正十年の農林省の『小作慣行調査』によれば、管理人總數一、六〇〇人で管理面積は十三萬二千町歩、關係小作人は二萬五千人ということになつてゐる。調査方法が同一でないので前述の統計と直接比較することはできないが、監理人の數は遙かに少いが管理面積は減つていないことが注目される。その後昭和六年末現在に調査した北海道廳の資料によると、不在地主總數三三、二三三人のうち、道外不在地主は四、一四三人でそれは大部分が監理人をおくものと考えられるし、残りの道内不在地主のなかにも監理人をおくものがあるし、自作農のなかにも監理人をおくものがあるとすれば、監理人の實數は矢張り不在地主數四、一四三人を下ることはないようにも考えられる。又これらの道外不在地主の耕地所有面積は六九、八一九・六町であるから、監理面積もこの面積を下ることはあるまいと推定される。

このように管理面積の廣いことは一監理人當りの監理面積の増大を示すこととなるものであつて、『産調第五卷』の資料ではそれが三三町（純地主の監理人は四二町）、大正十年の農林省の資料では實に八二町ということになつてゐる。これらの監理人に監理される小作人は、同じく大正十年の農林省資料では十五人餘である。これを府縣について比較して見ると、府縣では一監理人當りの監理面積は僅かに三・八町で、所屬小作人も九人にすぎないのである。

これを以てしても北海道に於ける小作地監理人の性格の一端が窺知されるであろう。小作地管理人の具體的な権限、その一般的内容については餘り明かにされていないので、ここでは單に以上の事實を指摘しておくにとどめる。^(五)

(註一) 東畑精一博士、『日本農業の展開道程』七八頁。

(註二) 北海道臨内務部農務課、『北海道に於ける小作契約實例集』六二頁。

(註三) 作離料の要求による小作爭議は、有益費の場合より早く昭和三年に初まつている。

(註四) 北海道廳産業部農産課、『北海道に於ける不在地主に關する調査』(昭和八年一月)。

(註五) 尙、東畑精一博士、『農地をめぐる地主と農民』(昭和二年)四五—四八頁を参照。

八、小作慣行發展の方向——結論に代えて

以上は北海道に於ける小作慣行の主要な特質を既存の調査資料に基いてこれを分析して見たのであるが、筆者の分析は單なる外面的な統計分析に終つた観がないでもない。而して今後の發展方向の問題から考へるならば重大なる一點即ち戰時下に於ける小作事情の特質が不問に附されてきてゐるわけである。戰時下には勞力の不足から耕作者側からの土地返還が行われ、従つて小作地に對する需要は一時的減退を見て適正小作料策定の絶好の機會をつくつたことは争いがたい事實である。小作料引下は殆んど全國的に實施されたし、北海道に於てもそれは一應洩れなく實行に移されたのである。そればかりではなく、食糧の統制から管理制度の實施は小作料の事實上の代金納を餘儀なくさせた點で、小作條件は根本的に變化を蒙らざるをえなくなり、總じて耕作權の確立安定化の基礎が形成されつつあつたと言ふことが出来るであらう。而してその反面に於ては地主の生産的役割は益々減退の一路を辿り、所謂無機能地主に轉落せざるをえなかつたのである。このことは地主的地主についてもしかり、況や零細地主においておやである。既

に地主の生産的役割は大正七、八年頃に終止符をうつたとは橋本博士^(二)が言明されているところであるが、その餘喘は尙戦前まで持越されてきたのであるが、戦争によつてそれは完全に無機能化の刻印を^(三)おされたものと言ふことが出来る。戦後の農地改革は周知のごとく、一方に於いては不耕作地主の土地を制限して土地所有権の分配を民主化すると共に、他方に於いては小作料の金納化が實現されて小作料安定化の一步が實現せられた。^(四)既に前節迄で明かにしたように、北海道の小作料は水田を除くと畑の九割迄が金納化していたのであるし、水田も事實上代金納化していたので、小作料全體が金納化されることは當然望ましいと考えられていたことがらである。

又不耕作地主の土地制限によつて、所謂農場制度が崩壊し、管理人又は支配人の姿を消してゆくことも必然のことであるが、在村地主の土地に尙若干その所有が認められていることが、従来とは異つた土地問題を存続せしめることになる。この中には名目的な分割所有で、實質的には同一地主の土地である場合も尠くないと考えられる。いずれにしても、地主層の性格にかなり廣範圍の變化の惹起されつつあることは、これを否定することは出来ないと思われる。その一つは何と言つても地主自作化の問題であり、これによると土地返還問題である。このことは又小作地需要を強化せしめ小作條件を小作人に不利に導く虞れが尠くない。しかし乍ら小作慣行發展の方向からすれば、生産農家の生産條件を安定せしめることが重要な限り、農地委員會の自主的な活動に期待することが多い。それにも拘わらず、現在のところその活動はそこまでは及んでいない。小作慣行發展の方向は生産力の上昇を目的とする小作條件の合理化にある以上は、すべての努力がその方向へ集中されることが根本的に重要であると言わなくてはならない。従つてこれまでの小作慣行は、その性格からしても農地改革を通じて一層醇化される必然の運命にあるものと言わなくてはならない。小作契約の態様、契約の期間、小作料額、小作料の減免、小作地の轉貸、小作權の賣買、その他の小作慣

行は、いずれもこの醇化の過程を経て益々合理化されるに至るであろうし、又その可能性も、府縣に比べてはるかに多いことも事實である。かくて農地改革を通じて、北海道の小作慣行は大きな變化を經過するわけであり、それと同時に地主の性格に於ても小作人の性格に於ても、従来とは異つたものに變質することになるであろう。本稿に於ては小作制度そのものに於ける地主及び小作人の經濟的性格の一端を分析したに止まり、その全貌を明かにすることは殆んど不可能であつた。この種の地主と小作人の種々の分析と批判は、個別的な調査によつて一層具體的に把握することができらるであろうし、又そういう機會を得て問題の本質を更に掘り下げて追求したいと考えているが、今は手元にある若干の資料を基礎にして一應の歴史的分析を試みたのである。(本所北海道支所長・北大助教・農學博士)

(註一) 戦時の小作事情については、福岡武二氏、北海道に於ける專變下小作事情の推移、『帝國農會報』(昭和一六年)を参照。尙日本に於ける小作料統制については佐藤武夫、日本に於ける小作料統制令の實施狀況『地政』第七卷第六號が有益である。

(註二) 橋本傳左衛門博士、『農業土地問題』三九四頁。

(註三) 今日までの農地改革については簡單であるが私見を述べておいた。拙稿、農地改革の回顧と展望、『農地時報』第一卷第六號(昭和二三年八月、農地委員會北海道連合會發行)。